

平成30年12月6日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成30年12月6日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
健康福祉課長	富木田 笑子
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前 9時00分

議長（志村 忠昭）

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 村岡 清邦君、7番 小川 保君を指名致します。

日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁時間合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

最初に、7番 小川 保君。

議員（小川 保）

お早うございます。

7番、小川 保です。

本日は、1つ目、学校図書館について、そして2つ目は、町民の健康増進について、以上2点を質問させていただきます。

まず、1点目の質問でございますが、学校図書館についてです。

国においては、来年10月の消費税増税に併せて、幼児教育の無償化を行うとの方針を示しております。また、児童・生徒の学力の向上や教職員の働き方改革など、教育分野においては多くの課題があるものと思います。教育委員会においては、教育分野における多くの課題に適切にご対応頂いていることに敬意を表しつつ、質問に入らせて頂きます。

本日は教育分野における多くの課題のうち、児童・生徒の読書機会を確保する上で、重要な学校図書館の現状等についてお伺いしたいと思います。

学校図書館には多くの機能があると思いますが、大きく3つの機能があると言われております。児童・生徒が読書に親しむきっかけを与え、静かに読みふける場を提供し、読書の楽しさを伝えるという読書センターとしての機能、児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集、選択、活用能力を育成するという学習、情報センターとしての機能、教員が教科書指導のための研究文献や教材として使えるようにする教員のサポ

ート機能であります。

そこで、本町の学校図書館について、このような機能が十分に発揮出来ているのかどうか、設備面や蔵書数などについて、それぞれの小・中学校での現状はどうなっているのかお伺い致します。よろしく申し上げます。

教育長（田尾 勝）

小川議員の学校図書館の3つの機能について、十分に発揮出来ているか、それぞれの小・中学校での現状についてのご質問にお答え致します。まず、設備、蔵書数についてです。

小学校からお答えします。

多度津小学校の学校図書館は2階に位置し、準備室を有し、広さは125平米であります。また、司書室を挟んで、机と椅子の学習エリアと畳を敷いた集いのエリアの2つの部屋から成っております。蔵書数は1万1,311冊です。

豊原小学校は1階に位置しております。準備室はなく、広さは175平米です。蔵書数は1万9,346冊です。

四箇小学校は2階に位置しており、準備室を有し、広さは71平米です。蔵書数は1万2,094冊です。

白方小学校は3階に位置しており、準備室を有し、広さは121平米です。蔵書数は5,736冊です。

次に、多度津中学校は職員室に面する1階生徒用玄関前に位置しており、準備室は有しておらず、コンピュータールームと併設し、広さは194平米です。蔵書数は1万4,278冊です。

小・中学校の図書購入費用につきましては、学校図書館整備事業費として毎年予算計上し、計画的に整備を進めております。現在では全ての小・中学校において、蔵書数は文科省が目標とする学級数に応じた学校図書館図書標準を達成しております。

続いて、学校図書館の3つの機能についてのご質問にお答えします。

まず、図書センターとしての機能ですが、小学校、中学校ともに授業日に対し、ほぼ100%に近い状態で図書館が開館しております。昼休みには図書委員の子供たちが貸し出しを行ったり、その場で自発的な読書をしたりしております。また、読書の時間を設定し、図書館で静かに読書をする機会も定期的に持っております。学習センターとしての機能ですが、総合的な学習、社会科では学級全員が入出し、調べ学習を進めることがあります。そのため、それぞれの学習に必要なコーナーを設け、見出しをつけたり分類をしたり、図書館を有効に活用出来るよう準備をしております。また、学習に必要なものを箱にまとめて学級に持ち出し、学習に役立てるという方法もっております。その場で作業的な学習も出来るよう、大きな机、ホワイトボードなど、

全ての学校に用意しております。

教員のサポート機能ですが、校内の教員が研修する場である現職教育に必要な研究的な本については、図書館だけではなく、会議室、職員室にも配架し、役立てております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

非常に詳細にかつ丁寧にお答え頂きまして有難うございます。

ただ、今お話しされた教育委員会、それから現場の教職員において、今お話しされた内容についてどういう感想、お考えを持っておられるのか一言で結構です。教育長、よろしくお願いします。

教育長（田尾 勝）

2つのことを今現在、学校図書館について思っています。

1つは、議員もよく言われるんですけども、読書離れ等が大きな課題になっておりますので、ともすればゲームとか、いわゆるパソコンとかスマートフォンを使っての読書等が子供の間にも広がっておるように思います。実際に活字を見て読書するということが大事と考えておりますので、読書をするためには、学校図書館自身が子供が入りやすい環境づくりが一番かなというように思います。

2つ目は、やはり学校の授業、教育課程の中に読書指導の時間をきちんと系統的に組織的に指導していくということが大切なのではないかなというように思っています。

それで、今現在そういうのを十分に出来ているかどうかということについて、学校訪問等で様子を見せて頂くと、まだまだ環境が十分でないところもあるように思います。それについては、学校ともよく相談しながら改善していきたいなというように思っています。以上です。

議員（小川 保）

有難うございます。

2つ目の質問ですが、学校図書館は、先ほど申し上げました機能のほかに、日中校内における心の居場所として、また放課後を安全・安心に過ごせる場として、そういう機能もしていると聞いておりますけれども、非常に重要な場所だと思っております。各小・中学校において、学校図書館がどれくらい活用されているか、その現状について、先ほどお答え頂いた内容もそうですけれども、重ねて質問をさせていただきます、お願いします。

教育長（田尾 勝）

小川議員の心の居場所としての学校図書館の活用状況についてのご質問にお答え致します。

小学校では、昼休みに教室の固定化された人間関係から離れ、自発的に入室し、落ちついて読書をしたり、また児童・生徒との相談に図書館を利用したりしております。

また、中学校では、朝の始業前の時間から図書館を開館しており、自発的に学習したり読書をしたりする生徒が今現在増えております。静かに学ぶ雰囲気生まれております。そのようなことから、心の居場所としての学校図書館の機能が果たされているという風を感じております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

今お話しされた内容で、いつも開いておるということは、これは非常に大切なことだと思っております。ただ、余り長いこと開け過ぎますと、開館し過ぎると、今度は教職員の働き方改革とかそういったもんにも触れてきますので、そこらあたりは適性に管理すべきかなと思います。子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにして、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かせないものであろうかと思っております。言語活動を充実させるためにも、その推進は重要であります。しかしながら、本をたくさん読む子供がいる一方で、ほとんど本を読まない子供もいると伺っております。読書冊数の少ない児童・生徒に対して、それが増えるようにするためには、図書館の司書や教員から指導を行うべきだと思います。

そこで、本町における図書館司書の配置状況を含めて、読書冊数が増えるようにするために、どのような取り組みを行っているのでしょうか、お願い致します。

教育長（田尾 勝）

小川議員の児童・生徒に対する読書冊数が増えるようにするための指導の取り組みの状況についてのご質問にお答えします。

平成30年度の全国学力・学習状況調査の質問紙調査によると、月曜日から火曜日までの学校での授業時間以外で1日どれぐらいの時間、読書していますか、ただし教科書、漫画、雑誌は除きますという質問に対して、全くしないと答えた小学生は18%、それに対して中学生は30.4%でした。また、1時間以上読書をしていると答えた小学生は14%、中学生は16.6%という結果が現れています。このように、小・中学校で読書時間の格差が見られます。こうしたことを踏まえて、読書冊数が増えるように、学校では児童・生徒に対し、本に親しみ、読書の良さに気づき、読書習慣が身につくような取り組みを行っています。

まず、1つが読書に興味関心を喚起するイベントを行うことです。読書祭り、図書館のオリエンテーション、読書マラソン、放送による本の紹介などがあります。

2つ目は、学校にとどまらない家庭と連携した取り組みを進めることです。その取り組みとして、県教育委員会が進めている「23が60読書運動」があります。家庭での親子読書を推奨する取り組みで、読書の輪を広げる効果が見られ、町内小学校でも実践しております。

3つ目が読書の時間、朝の一斉読書を教育課程の中に位置づけ、読書習慣を身につけようとしています。

4つ目が読書活動に係る人的な支援であります。各小学校では、地域のボランティアの方々を学校に招き、読み聞かせをして頂いております。中には、図書館の整備に協力して頂いている学校もあります。これらの活動を定期的に行って頂いており、ボランティアの方々と児童、教員との人間関係も構築され、子供たちの心に響く読み聞かせとなっております。

また、司書教諭、学校図書館司書の役割も大きいものがあります。司書教諭の資格を持っている教員は、小学校全体ですけれども16名、中学校では2名おります。そのうち、各校1名を本年度の司書教諭として発令し、配置しております。また、中学校では、図書館司書の役割をする人を、町単独の事業として学校図書館司書を1名配置し、生徒の読書活動の充実に資する図書館運営を行っております。

このような取り組みの結果、中学校では、本の貸出冊数が平成28年度に1,672冊だったのに対し、29年度では3,023冊と大幅に増加致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

すばらしい数字が増加したということで、今伺って大変感心しましたけれども、いろいろ施策を打ちながら数を増やしていくということが非常に大切なことだと思います。どうぞこれからも続けてお願いしたいと思います。ただ、必ずしも読んだ本の数、それだけが大切なこととは言い切れませんが、しかしそう言いながら、成長過程においては非常に重要なファクターだと思います。ぜひお願いしたいと思います。

続いてですが、読書は生涯学習の観点からも重要であります。本町には町立図書館は1カ所しかありませんので、各地域にある学校図書館の有効活用ということも検討してはいかがかと思います。学校図書館を地域住民全体のための文化施設として有効に活用出来るようにしている自治体もあるという風にお聞きしております、本町ではいかがでしょうか。また、町立図書館と学

校図書館との連携についてはいかがでしょうか、お願いします。

教育長（田尾 勝）

小川議員の学校図書館の地域住民全体への有効活用、町立図書館との連携についてのご質問にお答えします。

地域住民全体のために学校図書館を有効に活用することにつきましては、開館時間におけるセキュリティーや人員配置等の課題があることから、十分な取り組みが現在は出来ておりません。ただし、長期休業中に保護者と一緒に子供が本選びが出来る学校があります。今後は、学校図書館を利用したイベントの開催などを通して地域住民が活用出来るよう、学校の取り組みを反映した人的、物的環境づくりを検討していく必要があると考えております。

明德図書館との連携につきましては、学校の要望に基づき、一定の期間、明德図書館から学校図書館に本を貸し出しし、学級文庫として利用出来る取り組みをしております。中学校においても、教員、生徒のリクエスト本で学校図書館にない場合、それらの本を明德図書館で借りることが出来ます。また、明德図書館を通じて県立図書館の本を借りることが出来ており、このような連携を図ることで、読書の輪に広がり生まれつつあるという風に考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

学校図書館の現状等についてお伺い致しましたけれども、きょう教育委員会だよりを頂きました。いつも読まさせて頂いておるんですけども、中身が非常に濃い、いいことをたくさん書かれておりますので参考になります。これは、ついいつ頃ぐらいから発行されるようになりましたのでしょうか、また今後の予定等もお尋ねしたいと思います。お願いします。

教育長（田尾 勝）

教育委員会だよりについてなんですけども、昨年度から発刊するようになりました。1年間に2回ということで発刊しております。全戸配布して、町民の方々に出来るだけたくさんの方に今現在行っている教育の概要について、出来るだけ分かりやすく紹介していきたいという願いから発刊させて頂いているものです。有難うございます。

議員（小川 保）

有難うございます。

教育委員会だよりは楽しみに読まさせて頂いております。また、次回にはきょう私が質問しました読書の件についても触れて頂いたら非常に有難いかなと思います、有難うございます。

次、2点目の質問です。

町民の健康増進についてお伺い致します。

厚労省が公開した平成29年簡易生命表によれば、日本人の平均寿命が過去最高を更新して、男性は81.09歳、女性は87.26歳となりました。がんの死亡率が下がったことや心疾患と脳血管疾患の死亡率の改善が平均寿命の延びの原因となっておるということでしょう。また、介護を受けたり寝たきりになったりせずに日常生活を送れている期間を示す健康寿命、これは男性72.14歳、女性74.79歳で、3年前の数値と比べて、男性が0.95歳、女性は0.58歳延びて、平均寿命との差も男女とも縮小しておるということです。厚労省は、食生活の改善などが寄与しているという風に分析しておるようです。平均寿命と健康寿命の差は、つまり介護などが必要となる期間でありまして、長生きをしても、健康でなければ人生の楽しみはかなり限定的になるのではないかと想像されます。健康寿命を延ばすことは大変重要なことであります。また、平均寿命と健康寿命の差を縮めることは、社会保障費の抑制にもつながると言われております。平均寿命と健康寿命の全国状況は今申し上げたとおりですが、本町においての平均寿命と健康寿命の現状はどのようになっていますか、介護認定の状況なども合わせて、本町の状況についてお伺い致します。よろしく申し上げます。

健康福祉課長（富木田 笑子）

小川議員のご質問のうち、平均寿命と健康寿命の現状と介護認定の状況のうち、平均寿命と健康寿命の現状についてお答え致します。

香川県が公表しております県内各市町のデータとしては、平成22年度が最新であり、多度津町の平均寿命は、男性が80.57歳、女性が85.94歳で、健康寿命は、男性が79.36歳、女性が83.35歳です。これ以後は、香川県より市町別のデータは公表されておられませんのでご了承下さい。以上、答弁とさせていただきます。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

私の方からは、小川議員ご質問の介護認定の状況についてお答え致します。

平成30年10月末現在、65歳以上の高齢者人口7,368人で、そのうち介護認定者数は1,417人、認定率は19.2%であります。介護認定者の介護度別の内訳は、要支援1が224人、要支援2が221人、要介護1が251人、要介護2が226人、要介護3が204人、要介護4が194人、要介護5が97人となっています。なお、参考までに昨年同時期におきましては、高齢者人口7,357人、介護認定者数は1,396人で、認定率は18.9%でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

病は気からというように、ストレスが病気の大きな原因となることが多いようですが、高齢者もストレスを軽減し、健康寿命を長くしていくためには、高齢者の社会参加の場を広げていくということが重要だと思われまます。かつてはゲートボール場など、いろいろ整備が行われましたが、高齢者の社会参加の場を広げていくために、どのようなことに取り組んでおりましたか、お伺い致します。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

小川議員ご質問の高齢者の社会参加の場を広げていくための取り組みについてですが、介護保険の一般介護予防事業として、地域において高齢者の居場所づくりの中で、様々な教室や講座等を月に1回以上、開催時間が90分以上実施している団体に対して、運営費の一部を補助しております。今年度も10月末現在において、9団体の補助申請があり、活動をされております。また、今月の1日より、県の事業でウォーキング、ラジオ体操等や朝御飯を食べる目標達成、健康診断の受診や社会参加などに健康ポイントを付与し、達成者には抽選で商品が贈られる「かがわ健康ポイント事業マイチャレかがわ」を行っています。本町におきましても普及していくように、積極的に啓発を行っていく予定でございます。また、四箇地区いきがい健康館においては、毎週囲碁練習会を実施している団体もあり、今後も場所の提供を継続的に行って参ります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

今、色々町の方も計画をしながら、手だてを公開しているということをお聞き致しましたけれども、実際に町の方が提示をしても、なかなか手を挙げて参加して頂けるというのが難しいのではないかなと想像されますけれども、まずPRをしていく、そして声がけをして参加して頂くというような、色々なこともまた今後考えていかないかなのでないかなと思っておりますけれども、それについてお話があればお願いします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

小川議員の再質問にお答え致します。

今議員が申しましたとおり、PRをしてもなかなか集まらないというのも確かでございます。またそういった方に対しては、場所までの距離とか、やはり一人では行きづらいとかといったような状況もございます。多度津町としましても、住みなれた地域で安心して暮らしていける温かい地域を目指して、平成28年10月に多度津町全体の第1層協議体たどつ支え合い笑顔の会を発足したところでございます。ちなみに、今年度末を目標に、各小学校区単

位にそれぞれ第2層の協議体というのを設置する予定でございます。ちなみに、現状におきましては、多度津地区については、多度津助け合いの会というのがもう立ち上がっております。また、豊原、四箇、白方につきましては、今月中を目途に立ち上げる予定でございます。そういったことで、町からのPRをかけてもなかなか集まらない、しかし地区において、またご近所皆さんで声をかけ合いながら、口コミでいろんな趣味とかそういった場をつくって頂けたらという風には思っております。以上で答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

そういうことで、私ども議員もたくさんの方がそれに参加しておりますけれども、今後ともそれを活用していきたいなと思っております。健康増進について、町長の方からまたありましたらお願いを致します。

町長（丸尾 幸雄）

ただいま小川議員の方から、町民の健康増進についてのご質問がありましたので、お答えを申し上げて参ります。

この生活習慣病予防のための生活習慣改善への取り組みについてでございますが、平成28年3月に策定を致しました多度津町第2次健康増進計画及び第2次食育推進計画を「たどつきいき健康プラン」と称し、「のばせ健康寿命！つかめ健幸生活！」の基本理念をもとに、町民の健康増進に取り組んでおります。健康増進事業と致しましては、町民の健康意識の向上や実践に向けた医師、健康運動指導士、歯科衛生士、保健師、管理栄養士などの専門職による健康教室や公認インストラクターによるノルディックウォーキング教室を実施をしております。また、特定健康診査や骨粗鬆症検診の結果で、生活習慣病の疑いのある方を対象に、糖尿病予防教室やCKD、これは慢性腎臓病の予防教室など、病態別の健康教室を実施をしております。今年度は、健康増進の推進に関する協定を締結している大手製薬会社との共催で、女性に特化した内容で、女性のための健康づくりセミナーを開催を致しました。また、生活習慣病と呼ばれるようになったがんについても、各種がん検診や人間ドックへの受診勧奨をしております。特に小川議員ご指摘のとおり、脳血管疾患により要介護となるリスクが高まることから、今年度より脳ドックを開始致しました。これは、脳血管の異常を発見するだけでなく、簡易の知能評価テストにより、認知症の早期発見にも効果があり、町民の関心も高く、募集開始直後に定員を上回る申し込みがありました。その他、広報やホームページ、チラシ等で健康づくりについて情報提供を行っております。さらに、現在多度津ライオンズクラブが生活習慣病予防のためや子供の健康増

進のために継続的な運動習慣をつけようと健康ダンスを制作をし、ヘルスプロモーション大作戦として実施される予定であり、町も連携をして、健康増進事業に取り入れて参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

今後とも町の積極的な対応をお願いをしたいと思います。以上で私の質問を終わります。有難うございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって7番 小川 保議員の質問は終わります。

次に、8番 古川 幸義君、質問をお願い致します。

議員（古川 幸義）

お早うございます。

8番 古川 幸義です。通告順により、次の質問を致します。

始めに、今年もあとわずかで平成30年が終わろうとしています。そして、来年は多度津町議会も4年の任期が終わり、改選の中でもあることから、本定例会での一般質問は今期最終となり、4年間の集大成であると私自身は思っております。また、過去を振り返りますと、12年間を通し、一般質問は39回登壇し、質問事項は77問質問して参りましたが、いまだに満足する質問が少なく、おのれの未熟さを今に痛感するものでございます。よって、いま一度過去に質問致しましたうち、何点か再度質問し、確認させていただきますのでよろしくご答弁のほどお願い致します。

まずは1点目として、駅舎及び駅周辺施設のバリアフリー化進捗状況についてを質問致します。

駅舎及び駅周辺施設のバリアフリー化進捗状況について、平成29年12月定例会の一般質問にて、駅舎及び駅周辺施設のバリアフリー化を質問致しましたが、その後の進捗状況等や質問出来ていなかった項目を含め、再度質問致します。

1点目、整備計画の進捗状況はどのように進んだかをお尋ね致します。よろしくご答弁お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

古川 幸義議員の駅舎及び駅周辺施設のバリアフリー化進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、駅舎のバリアフリー化に関しましては、現在整備方針を決定するため、JR四国を初めとする関係機関と協議を行っており、技術的に実施可能な建設方法、また、それに伴う概算事業費に関して、調査及び検討を行って

いるところでございます。

次に、駅周辺施設のバリアフリー化につきましては、平成29年度に都市再生整備計画を定め、緊急避難路である跨線橋へのエレベーター設置や駅前広場のバリアフリー化などの計画をしております。なお、都市再生整備計画は、平成30年から平成34年の5カ年を当面の整備実施計画期間としております。現在は駅の東と西をつなぐ跨線橋の利用者が多いことから、この施設へのエレベーター設置を急務と考え優先的に取り組んでおり、エレベーターの設置位置や基本的な構造を決める予備設計を行っているところであります。以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問致します。

ただいま町長の答弁された中で、今度は担当課の課長に詳細なところをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

プラットホームに関し、竣工の年度を32年度と考慮し数えますと、2年3カ月、現段階ではJRとの協議に膨大な時間が費やされていると思われませんが、工事完成から逆算すると今の検討、試算段階でよいのでしょうか。例として、私なりに工程を想定致しました。

完成年度、平成33年3月、32年度として、工事期間は約1年、平成32年3月から33年3月、前半ではこれに製作を取りかからなくてはなりません。根拠は、乗客や利用者による影響を鑑み、工事は夜間工事で、進捗状況は非常に遅い難工事であると推測致します。

次に、実施設計は約6カ月、平成31年9月から32年3月と推測致します。根拠は、JRと設計業者とゼネコンと町との打ち合わせのため、時間は6カ月間と推測しておりますが、6カ月間では無理かもしれません。

次に、基本設計は6カ月、これは平成31年3月から31年9月。これも3者との打ち合わせのため、非常に時間がかかります。前回行いました跨線橋もかなり時間がかかりましたので、そういう風な推測を致しました。事前協議及び基本構造、これも6カ月ほどかかりますので、平成30年9月から31年3月ぐらいの期間が必要と思われれます。国、県、JRとの協議にて、方針、補助金に対しての対策と準備がかかります。ただいま述べた要素を考えますと、今現在事前協議は煮詰まっています、レイアウトやコンサルに対し、追加予算等を議会に報告出来る状態ではなくてはなりません。また、計画に弊害となっている理由はいかなるものか、出来ればご説明お願い致します。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃられているのは、駅のバリアフリー化ということで答弁をさ

せて頂きます。

多度津駅の場合、駅施設の構造や周辺状況から、バリアフリー化には比較的規模の大きな工事が必要であると考えられ、限られた財源の中で検討しなければならないと考えております。周辺整備との整合性を考慮するため、比較的高度の技術力が伴う検討が必要であることから、整備方針の決定に想定外の時間が生じております。

しかしながら、議員のおっしゃられるとおり、期間的にも非常に迫って来ているものがございますので、今一層早期に整備方針を決定して、設計等に入れますよう努めて参ります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、要望を述べさせていただきます。

先ほど現在基本構想等が出来上がっていないなければならないというような状態ですが、これも議会に対して諮るところがあれば、議会の方も定期的な定例会のときではなくて、通常の場合でも議会は真摯に受けとめて協議する、また検討するというところに、そういう体制でおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、2点目の質問と3点目の質問は同じような質問ですので、合わせて質問したいと思います。

2点目は、高齢者、障害者などの移動などの円滑な促進はと、3点目は、駅周辺施設仮設物についてバリアフリー化による取り組む部分については質問致します。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問のうち、2点目のご質問に答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、平成23年に改正された高齢者、障害者等の移動などの円滑化の促進に関する法律に基づく国の方針には、1日平均利用者数が3,000人以上の駅をバリアフリー化することを目標に、地域の要請、支援のもと、鉄道駅の構造等の制約状況を踏まえ、可能な限り整備することが示されております。多度津駅は、平成29年度時点で、約4,200人の1日平均乗降者数があります。整備が必要な対象施設となるため、現在に至るまで関係機関などと検討を重ねてきたところでございます。多度津駅は、改札を含んだ待合所と2つのプラットホームを地下道でつなぐ構造になっており、これらのバリアフリー化には、先ほど再質問で述べさせていただきましたとおり、比較的規模の大きな施設の整備が必要になると考えております。また、跨線橋などの駅周辺施設のつながりも考慮する必要があると考えております。技術的に可能な複数の案を比較検討する必要性も生じております。バリアフリー化に関する補助事業では、主に国が3分の1、JRが3分の1、県と町で3分の1の負担と

なっており、整備方針は適用可能な国の補助メニューを想定しながら、実際負担する町の費用負担を算出した上で、財政状況を勘案しながら、現実可能な整備方針を検討して参りたいと思っております。

続きまして、3つ目のご質問に答弁をさせていただきます。

具体的な施設と致しましては、都市再生整備計画に示しております跨線橋と駅前広場を想定しております。これらのバリアフリー化を推進して参ります。また、新庁舎建設及び周辺道路の改良や駅前広場の整備を行う上で、多度津町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び多度津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例などにに基づきながら、駅から道路、道路から建築物などの境界部の段差解消、連続的なバリアフリー環境の整備に努めて参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対して、再質問させていただきます。

まず、2点目の質問に対しまして、これも駅のバリアフリー法に基づき、JRに要望事項や支援策について協議を進めるとご回答されましたが、今までにどれだけ何回協議したのか、またどれだけ進捗したのかを具体的に述べて頂きたいと思っております。また、プラットホームと駅舎と周辺設備は別工事で分けられているのでしょうか。プラットホーム、駅舎としての国の補助対象が違うのであれば、それぞれ進めていかなければならないのではないのでしょうか。

それから、3点目に答弁されたことに対して、前回利用者目線と答弁されておりましたが、具体的に利用者目線とは何か、対象者は限定されたものか、全体として対象としているのかお答え願いたいと思っております。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問につきまして答弁をさせていただきます。

駅舎及び駅周辺のバリアフリー化に関しまして、今年度に入りましてJR四国さんとは8回程度協議を重ねております。その協議内容と致しましては、現在までの検討経緯のまず整理を行っております。その後、跨線橋完成後の諸条件で改めて技術的に設置可能な検討を複数案作成し、その妥当性を精査しておるところでございます。国の補助スキームに関しましては、駅舎におけるそれぞれの工事において、手戻りが発生しないよう、駅舎の整備方針、多度津駅周辺の整備計画、財政状況などを総合的に勘案しながら検討する必要があると考えております。議員さんのおっしゃられました駅舎とホームとばらばらであるのかというところでございますが、これは色々な補助メニューの中で統合することもありますし、ばらばらに整備することも考えられま

す。その中で、国の補助メニューと町にとって優位なものを選択していきたいと考えております。

続きまして、前回説明致しました利用者目線での事業整備の推進が必要になるのではということについてでございますが、高齢者、障害者を対象と致しましたバリアフリー化のみではなく、施設を利用する全ての人にとって、安心して利用しやすいユニバーサルデザイン等を考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再々質問を致します。

素朴な質問ですが、この協議に関しまして、町が出資する部分の金額が大変多いものですから、町として提案しながら、その協議に主導権を握ることは出来ないのでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの古川議員のご質問にお答えをしておりますが、当初から言いますと、このバリアフリーとそれから跨線橋の建設というものは、私が町長に就任させて頂いた次の年、ちょうどその当時は政策企画課というのを立ち上げて、そこが窓口になってJR四国さんとずっと交渉してた訳です。それで、なかなか進展していなかったというのが現実でありまして、それは私も行政とそれからJR四国さんとの財政状況のこととか諸々の事情がありまして、なかなかスムーズに相談し、また決定が出来なかったということでもあります。そういう中におきまして、私どもが主体となるのは跨線橋の建設です、避難通路です、緊急避難通路。これは、大きな地震が起こったとき、そういうときのためにはどうしても老朽化した跨線橋では子供たちの通学路です、子供たちの命やまたあそこを通る人たちの命が守れないということで、今年に完成致しました跨線橋、緊急避難通路は、本当に頑強なものを造りました、そしてJR四国さんともこの跨線橋を活用したようなバリアフリーですね、JRの駅舎のバリアフリー化を考えてほしいということで、ずっとこの近々では今政策観光課長が申し上げた8回ぐらいだと思いますが、それからその以前からのことになると、もっと何回もやっています。私も国の方の鉄道局長とお会いをさせて頂きましたし、国と県とJRと多度津町の4者の会談というのか打ち合わせです、そういうこともずっと継続的に推し進めて参りましたが、なかなか一つの一致した見解には到達していないということで、今皆様方の前でもまだ申し上げる段階ではないんですが、案は3つあります。その3つの案の中でどれにしていくかということもまだなかなか進まないというのが現状でありますので、そしてそういうことが煮詰まってき、また決まってくるということのか打ち合わせなりが交渉

が煮詰まってきましたと、議会の皆様方にもご相談を申し上げることになると思いますが、これだけの年数がたっても、まだ一つの見通しが立っていないというのが現状であります。私どもも何とか早くしたいということで、国そして県、またJRさん、そういう風なところともいつも相談をしながらやっておりますので、議員の皆様方にご報告が出来る、ご相談が出来るある程度の案がまとまるまで、もうしばらくお待ち頂きたいと思っております。どうかよろしくお願いを致します。

議員（古川 幸義）

まだまだお聞きしたいことがたくさんございますが、時間の制約もございますので、また委員会等で詳細等をお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

4点目は、今後のバリアフリー化の取り組みと目標はについて質問致します。前回ご答弁されましたことと重複せぬようご答弁頂けるようお願い申し上げます。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問の答弁をさせていただきます。

駅舎のバリアフリー化につきましては、その整備方針を早期に検討して参ります。また、法令に基づく国の方針では、鉄道駅に関する移動円滑化の目標を、先ほどから述べておりますように、平成32年度までとしておりますことから、これらを念頭に置きながら、移動円滑化の推進に努めて参ります。

駅周辺施設のバリアフリー化につきましては、エレベーター設置に関する事業を優先して進めておりますことから、現在行っております予備設計が完了した後、速やかに建築物や電気設備に関する実施計画を行い、平成31年度に工事着手をして参りたいと考えております。

駅前広場のバリアフリー化の事業につきましては、駅舎の整備方針を見定めながら、跨線橋へのエレベーター設置の後に、都市再生整備計画事業の当面の実施期間である平成34年度を目標に、順次整備をして参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、要望として、もう期限が限られているため、限定的に行うのか、再度継続しながら整備を続けていくようお願い致します。

それでは、次の質問に入らせて頂きます。

生活困窮者自立支援対策について。

1点目、平成27年度4月から生活困窮者自立支援事業は開始され、今年で3年間経ちましたが、何分課題が複雑であり、深刻化している中で、事業を促進し支援するのは並大抵ではないと実感しております。しかし、支援を求め

る側としては死活問題であり、わらにもすぎる思いで支援は必要であります。業者側にとっては、定められた事項が受益者に妥当であれば支援となります。決定事項は血が通うものでなければと思うのであります。

それでは、次の質問を致します。よろしくご答弁願います。

1点目は、生活保護までには至らないが、生活に困窮する者に対する救済措置について、ご答弁お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の生活困窮者自立支援対策についてのご質問にお答え致します。生活保護までには至らないが、生活に困窮する者に対する救済措置はどのご質問ですが、まず生活困窮を理由に、健康福祉課の窓口にご相談に来られる方は、年間で40人から50人ほどです。窓口では、現在の生活状況や預貯金及び資産の所有状況、病気やけが、通院といった体調、健康面の状況、就労の意思、支援出来る家族がいるかなどについて聞き取りを行っております。聞き取りの結果、約6割から7割が生活保護の対象になると思われるケースであり、申請窓口である香川県中讃保健福祉事務所につないでおります。生活保護の対象に該当しない方については、多度津町社会福祉協議会と連絡をとりながら、生活困窮者自立支援事業や香川おもいやりネットワーク事業、生活福祉資金貸付制度など、各事業や制度の利用を促しています。町社協での生活困窮者からの新規相談は、平成29年度に23件、今年度におきましても、10月末までに既に21件に上っております。現在3名の相談支援員が配置され、相談内容により、どのような支援が必要か、本事業による支援を利用するか、また他の制度の相談窓口につなげるかなどの調整を経て、本人の希望を尊重した自立に向けた具体的な支援プランを作ります。作成された支援プランは、関係機関で協議され、本人の同意を得た上で、プランに沿ったきめ細かい継続的な支援が提供されることとなります。ほかにも緊急的に食べ物がない場合など、食糧の支給が受けられるフードバンク事業や一定期間家賃相当額を支給される事業もございます。これらの社協の事業は、もちろん生活保護制度の申請や受給を制限するものではなく、第2のセーフティーネットとして、生活保護に至る前の段階で自立に向けた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした事業であり、それぞれのケースに応じた支援が出来るよう、関係機関が連携を図って参ります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問させていただきます。

先ほど答弁された窓口にご相談される方が年間で40人から50人、その中で聞き取りの結果、6割から7割が生活保護の対象となり、申請窓口である香川県中讃保健福祉事務所につないでいるという答弁をされましたが、この中で6割

から7割というところから40人から50人の中で6割から7割、多目に言いますと30人から35人の方が香川県の中讃保健福祉事務所の方へ行って申請を行っているというわけでございます。また、生活保護の対象に該当しない方は、生活困窮者自立支援事業や香川思いやりネットワークですね、それから生活福祉資金貸付制度、こういうものを行っておりますが、生活福祉資金貸付制度は、これはうちではなく、多度津町の社会福祉協議会の方で行っていると聞いております。その中で、生活保護の方で申請が外されて、多度津町の社会福祉保健事務所の方へ生活が困窮しています、若いときに職人さんをされて、年金は余り掛けてなかった、その中で入院、退院を繰り返して、老後のために貯めていた預金もあとわずかになって、かなりの出費で生活が苦しくなり、生活福祉資金貸付制度を申請しましたが、これも貸し放しというところではありません。信用保証関係の問題もございます。返済のあてがなければ、これは当然貸し付けられないというので、緊急にお金が必要であっても、これは貸し付けの該当でないので、これは資金を借りることが出来ない。また、生活保護の執行状況を資料で見ますと、生活保護の執行状況は、平成26年では189名で、27年度は185名、28年度は183名、29年度は190名で、今年度は30年9月現在では194名で、これは今年度中にもっと増えるかも分かりません。このように、年々増加の傾向で、200人を超えるのはそう遠くないと推察致します。

また一方で、生活保護に認定されていない人たちです、条件が数点に適さず、受給対象から外される方も多いと推察致します。そのような方々に支援をするには、どのようにされるか課題でございます。平成28年度では、福祉給付金として、年金生活者支援として7,362万円が過去に出ております。28年度のみで臨時福祉給付金は、29年度5,541万円となっておりますが、今年度から一切打ち切ったことになっておりますが、町としてあるべき姿としての救済措置はないのでしょうか、お答え願います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の再質問にお答え致します。

古川議員がおっしゃるように、生活保護の相談は多くあり、香川県中讃保健福祉事務所につないでおりますけれども、実際6割から7割をつないだと致しましても、その後厳しい審査がございまして、実際に受給されるように至るまでにはかなりの困難があると思っております。現在多度津町でも、おっしゃられるとおりの194名の方が生活保護を受給されておりますが、この生活困窮者自立支援対策と申しますのは、早い段階で生活困窮者の支援をすることによって、生活保護に至るまでに自立を促すという事業でございます。また、貸し付けの方に該当されない方もいらっしゃるというお話でしたけれど

も、社会福祉協議会の方がされている事業でありますので、どのような審査がされているのか具体的なことは把握しておりませんが、それでも借りられなかった方については、また町窓口と致しましても相談を受け、きめ細かな支援を行って参りたいと思っております。町としまして、今直接貸し付けをするというような事業はございませんけれども、そういった方に寄り添いながら、関係機関と連携をとりながら図って参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

同じく、1点目の再々質問を致します。

業務として、行旅病人及び行旅死亡人に関する業務とされておりますが、担当者の業務内容は、担当者としてその対象とする方たちの実態調査は行われているのでしょうか。また、予算として、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費の中に葬儀委託とありますが、それ以外の救済はいかなるものなのでしょうか。

それから、これも関連して、本町では住所不定者やホームレスに対し、病気や交通事故、生活困難な傷病を負った者に対する救済措置は現在どうなっているのでしょうか。また、住所不定で観光やお遍路など、多度津町を訪れた人たちが身元引き受けをする者がいない場合はどうなるのかお答え願いたいと思います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員のご質問にお答え致します。

まず、行旅死亡人に関する業務でございますが、町内で倒れられた方につきましては、多度津町に住民票がない方が多くございますが、そういう方につきましては、警察等を始め、関係機関と連携をとりながら、身元を確認する作業をまず進めます。それでも確認がとれない場合は、町内業者、葬儀業者に委託をしておりますので、まず葬儀をさせていただきます、遺骨をお預かりするということになっております。その後、それでも身元が分からない場合には、無縁仏ということで委託をしておりますお寺にお預けするというようなことになっております。

また、ホームレスの関係につきましては、手元に詳しいデータがございませんので、また委員会等でお答えさせていただきますと思います。よろしく願います。

議員（古川 幸義）

時間の都合が大分迫って参りましたので、もう一点、本町でも若年無業者に対する把握と実態はについて質問致したいと思います。

これも答弁に当たり、国の施策や県の施策について説明は結構でございます。

す。本町での関わるどころだけ答弁をお願いしたいと思います。また、前回と重複した答弁は結構ですので、よろしくご配慮お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の若年無業者に対するご質問にお答え致します。

町内で若年無業者の数は調査しておりませんので把握しておりませんが、内閣府の報告資料によりますと、15歳から39歳の若年無業者は、平成29年には71万人、人口に占める割合が2.1%と発表されておりますので、本町も同程度と考えますと、人口に当てはめると130人前後と推計されます。若年無業者の方に対しての支援と致しましては、相談の内容に応じまして、町で実施している心の相談の案内や精神的な負担を抱える若者を持つ家族には、精神障害者家族会の周知啓発に努めております。国や県の方では、就労の準備支援事業とさぬき若者サポートステーション等の窓口がございますので、そちらの方が適当と思われる方には、そちらにご案内を致しております。若年無業者の実態については、情報や相談がなかなか表面に出てこないため、民生委員を始め、地域の方々のご協力も頂きながら、関係機関と連携し、情報交換を図って参りたいと考えております。以上、答弁を致します。

議員（古川 幸義）

時間がもう迫って参りましたので、3点目の質問は今回致しません。

所感としまして、今回が4回目の集大成と意識致しまして、質問に力を入れ過ぎたのではないかと反省する次第でございます。

今後、多度津町が抱える課題はたくさんございます。来年度は新庁舎の建設や駅のバリアフリーなど、新規事業がたくさんありまして、多度津町に住む町民や多度津を訪れる方に対し、将来にわたり満足して頂くよう、これから事業に対して十分な審議や検討を重ねていかなければなりません。

2点目は、生活困窮者自立支援対策について、先ほども申しましたが、支援を求める側としては死活問題であり、わらにもすすがる思いであります。利用者側にとっては、やはり血が通うものの施策でなければならないと思うのでありますので、よろしく検討のほどお願いしたいと思います。

これにて、8番 古川 幸義の一般質問を終わらせて頂きます。

有難うございました。

議長（志村 忠昭）

休憩しようか、休憩するわ。

これをもって古川 幸義君の質問を終わります。

ちょっと休憩に入りますんで、40分まで休憩して、その後渡邊さんの質問を受けようと思いますんで、ちょっと休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

議長（志村 忠昭）

休憩前に引き続いて会議を再開致します。

最初に、一般質問をさせていただきます。

11番。渡邊 美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

済みません、やり直し致します。

11番 渡邊 美喜子、一般質問させていただきますが、その前に、実は朝でございます、多度津駅前が多度津高校の生徒の皆さんが立哨のボランティアをしておりました。今日の質問は、1点目はひきこもりの支援について、2点目は、ネット依存の対策についてであります。立哨している姿を見て、正直ほっとしたというのか、すがすがしい気持ちになりました。本当にうれしく思いました。

それでは、1点目のひきこもり支援について質問を致します。

ひきこもりについて、厚生労働省の定義は、様々な要因により、社会的参加を回避し、他人と関わることや外出をせずに6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を示すということになっています。体や心の健康上に影響が出てくるものと思われま。全国でひきこもりの人が1992年に131万人、1997年は171万人、2002年にはなんと213万人で増加傾向にあります。そのうち、15歳から39歳のひきこもりの人が54万人に上ると調査結果が出ております。35歳以上でひきこもりになった人が倍増するなど、長期化、高年齢化が進んでいます。10年間で約80万人増えています。ひきこもりの状態になったきっかけは、統合失調症や鬱、強迫性障害、発達障害などを持つ人がひきこもりになることもあれば、学校でのいじめや人間関係のもつれ、職場の不適応などが上げられます。家庭以外の場所で活動することが苦痛となり、緊急避難的に自宅に閉じこもってしまうことが始まりとされています。また、ひきこもりは当事者だけではなく、家族の問題であります。将来が不安、孤立感を深めやすい、家族支援への必要性が重要であります。家庭的で秘密であったりして家庭内の問題が表面化、また実態把握が難しいこともあります。そして、背景には、不安定な就労があることも伺え、家族の負担が大きい実態が明らかになり、大変に深刻な社会的問題であります。

そこで、質問に入ります。

本町のひきこもりの件数や実情は。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員のひきこもりの支援についてのご質問にお答えをして参ります。本町のひきこもりの件数や実情は、についてでございますが、現在本町にひきこもりの状態にある者の件数については把握出来ておりませんが、2016年に内閣府が発表しているひきこもりの出現率は、自分の好きなことなら外出出来る準ひきこもりも含め、1.8%であることから、本町も同程度と考え、11月1日現在、15歳から39歳の人口に当てはめると、110人前後と推計されます。しかしながら、この出現率は、15歳から39歳を対象とした調査から算出されたものであり、実態把握には不十分であることから、内閣府では今後40歳以上についても調査を予定をしております。本町の受ける相談件数は、平成26年から現在まで、延べ件数で12件です。相談を受けた12件とも家族、親族、民生委員からの相談で、ひきこもっている期間と致しましては、2年から20年という長期にわたるケースもあります。相談内容としては、親亡き後どうしたらいいか、面倒を見てくれる施設はないか、働くためにどうすればよいかなど、家族による訴えとなっております。相談後、家庭訪問を行うも、当事者本人に会えたケースは今のところありません。状況が悪化し、外出の機会がなくなったケースもありますが、継続して家族からの相談を受けている状況であります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今の答弁でございますが、全国で54万人ということで、15歳から39歳ひきこもりが約100名ということです。ということは、全体で全国のひきこもりの数は213万人ということでございますので、大体計算しましたら、ひきこもっている方が多度津町では200名おられるんじゃないかという風に解釈しておりますし、またこれは増えてくるんじゃないかという危機感を感じておりますし、相談件数は12件ですか、少し少ないかなという風に思っております。

そこで、次の質問に移ります。

ひきこもりの支援の状況ということで、ひきこもりの支援の窓口は、本人や家族の支援状況は、ひきこもり支援の社会的資源につきまして質問します。

答弁お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員のひきこもり支援の状況についてでございますが、まずひきこもり支援の窓口は、本町で実施している心の相談や県内各保健所で実施している精神科医による相談を行っております。また、ひきこもり専門相談機関として、香川県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」があり、専門の相談員がひきこもり状況にある本人及び家族の相談を受けております。その他ハローワークやさぬき若者サポートステーションでは就労に関する相談を、多度津町社会福祉協議会では生活困窮者の自立支援に関する相談を受けてお

ります。

次に、本人や家族の支援状況ですが、本町に相談があった場合、まず保健師による相談を受け、ケースに応じた支援機関につないでおります。家族の希望があれば家庭訪問を行います。ケースによっては、より専門の保健所、保健師や相談員の同行を依頼しております。

最後に、ひきこもり支援の社会資源についてでございますが、医療機関や各相談窓口等、公的機関が実施する居場所事業や一般社団法人や自助グループによる居場所提供を初め、各種相談や訪問などがあります。また、香川県は委託事業として、ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業を実施し、当事者や家族の支援が適切に行えるひきこもりサポーターを養成しております。さらに、ひきこもりを抱える家族会には全国規模の組織があり、家族、家庭の悩みを共有するなど、メンタルヘルスをケアしたり、講演会や学習会を開き、本人や家族が社会から孤立することのないよう活動をされております。ひきこもりに至った原因や本人の現状により利用する社会資源を選択する必要があります。適切な支援につなげることが重要であります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ひきこもりの支援の状況ということで、ひきこもり支援の窓口はということでありましたが、私なりに調べさせていただきました。

ひきこもりの窓口ということで一番多いのが、やっぱり病院とか診療所が57%、職業安定所などの就労支援機関が33.3%、保健所そして保健センターということで14.3%、これが多度津町の窓口という解釈でよろしいのでしょうか。それと心理相談、民間の機関が14.3%、発達障害者支援センターが9.5%、精神保健福祉センターが9.5%ということになっております。

そして、次の分ですが、本人の家族や支援状況はということで、一応相談内容という部分で調べさせていただきました。先ほど町長さんの答弁の中に、親亡き後とかそういう部分があります、確かにそうだと思います。周りの目を気にして誰にも相談出来ないとか、どう対処していいのか分からないとか、こうなったのは家族の責任であるとか、子供との対話、会話がない、そして怖いですね、子供が怖い、顔色を伺って生活をしている、こんな生活がいつまで続くのかとか多くの不安で生活しているということになろうかという風に思っております。ぜひとも家庭の家族の支援は大切だと思います。

そこで、早期発見、早期治療という部分もあるわけでございますが、先日目にしたのがひきこもりにおける家族支援の実際と、こういう部分をとりました。これは、11月30日で本当は勉強しに行きたかったんですけども、どうしても時間がなくて行くことが出来ません。その中で、ひきこもりにおける家

族支援の実際ということで、これは高松なんですけども、こういうことを配布するというのか、全戸配布は無理としても、ある程度把握出来ている先ほど言われました社会福祉協議会とかそういう部分で何らかの形で本当に困っている方にお渡しするというのもいい支援の一つになるのかなという風に思っております。個人情報とかそういうプライバシーに関わるという風になっておりますが、そういう部分が多分にあるから、なかなか改善されにくい隠れている部分があるのかなと思います。

そこで、社会的資源ということで、実は早期発見、早期治療には、ひきこもりサポーター派遣事業とかという部分がありまして、養成の研修があるということを知っております。そこで、現在町ではそういう研修を受けている方が何人いるんでしょうか、再質問です。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

ひきこもりサポーターが町内に何人おるかというご質問でございますが、現在香川県では、ひきこもりサポーター登録者数としまして、平成30年度では27名いらっしゃいます。活動サポーターとして23名、協力サポーターとして4名ということでございます。各市町には名簿が配布されておりますので、これらのひきこもりサポーターの支援が必要な場合には、連絡をさせて頂いて、派遣をして頂くというような活動がございます。町としてこのひきこもりサポーターの研修は行っておりませんが、香川県の事業として、先ほど申しました家族会の方に委託をしておりまして、研修をしております。町の方と致しましては、民生委員さんの定例会の中で、当事者をお呼びしたり、県の職員、保健師をお呼びして講演をして頂く中で、周知啓発を努めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ぜひとも町で研修を受けられる、養成研修を受けるということは、すごくこれからは大切なことでありまして、早期発見、早期治療につながるという風に思っておりますので、香川県で平成30年は27名、また多度津町としては、民生委員研修会、定例会にお話をしているという部分もあろうかと思いますが、民生委員さんだけではなく、町の職員の皆さんも色んな部分で相談等を持ち込むケースがこれから増えてくると思いますので、ぜひとも現在あります町の養成研修者を増やして頂ければという風に思っております。この件に関しては、町長さん、お願い致します。

議長（志村 忠昭）

今のは答弁が要るんですね。

丸尾町長、答弁するん。

議員（渡邊 美喜子）

早期発見は、ひきこもりのサポーターの派遣事業として、やはりこれは養成研修が必要だということで、今、冨木田課長がお話しされましたが、香川県で平成30年27名の方が研修を受けているということで、町としては、民生委員の定例会のときにお話等をしていると聞いておりますが、今後絶対に増えてくる可能性は私はあると思っております。全国的にも増えてきておりますので、こういう機会がありましたら、養成の研修にぜひとも職員の方に受けて頂ければなという再質問でございます。町長さん、お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

ただいま同じ質問を2度リクエストしまして申し訳ありませんでした。ただいまの質問につきましては、私どもの職員も研修を積んで、そしてこのひきこもりの案件が少なくなるように努力をしていきたいとは思っております。なかなか社会の中ではなかなか見つかりにくい案件であります。今ちょうど渡邊議員さんの質問を聞いているときに、別の私は最近読んだ小説のことを考えてました。それは、「かがみの孤城」というご存じかとは思いますが、女性の作家なんですけども、その中で、みんなひきこもりの人ばかりがたまたま偶然選ばれたんですけども、自分の家の鏡を通して十何人が集まってくる、そんな小説の話をしたっていかんのですけども、自分もそのときに感じたことが、こういうひきこもりの人って本当に真剣に悩んでいるんだなど、そしてそれが意外なところでみんなつながっているんだなということを感じました。今そういうことを感じながら、今、渡邊議員さんの再質問についての答弁をさせて頂いております。私ども行政としても、出来るだけのことはしたい、またそういう機会がたくさんあれば、私どもの職員も研修会に参加したいと思っております。よろしくお願い致します。

議員（渡邊 美喜子）

ぜひともお願い致したいと思えます。

それでは、3番目のひきこもり支援について、町の施策や方針について、ダブル部分があるかも分かりませんが、お願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

ひきこもり支援についての町の施策や方針についてお答え致します。

ひきこもり支援については、渡邊議員ご指摘のとおり、本人支援はもとより、家族支援が重要となります。親や家族が他人と比較したり、周囲からの評価を気にして、ひきこもることを恥ずかしいと隠し、なかなか相談出来ない状態にあります。家族を孤立させないために、家族への支援を最優先し、相談しやすい環境づくりが必要です。そのために、ひきこもりに対する正しい知識と理解を広め、ひきこもりサポーターの利用や地域の民生委員の協力、また家族会や専門の支援機関と連携を図って参ります。以上、答弁とさ

せて頂きます。

議員（渡邊 美喜子）

そうですね、色んな連携という部分が本当に必要だと思います。

そこで、適切な対処法が分からないまま、本人も家族も不安定な生活をしている、この部分ですよね。実は私も調べてみましたら、適切な対応と援助により社会参加につながり、働くことにつながっているということで、これを実際に成功例があります。人口が3,800人、秋田県の藤里町の社協が実践して注目されています。長時間家に閉じこもっている人たちに寄り添い、試行錯誤の末、地域ぐるみで支え、社会復帰をされた方が何人かいるそうであります。このように家族を対象とした同じような皆さんで同じ境遇を共有するという部分で、家族への情報交換とか勉強会を行ったり、そういう部分がすごくいい成功につながっているということ、ひきこもりの対応のやり方や悩みの軽減につながっているというケースも出ております。多度津町もそういう部分でしているとは思いますが、なかなか本当に適切な対処法は、個人によって全然違いますので、本当に大変なことだとは思いますが、それにより効果的な支援につながるためにも、ひきこもりの相談とか誰でも気軽に相談出来る窓口ということで、それぞれ立場で考えているとは思いますが、なかなか窓口に行けない、そこまで辿り着くまでには時間がかかるという部分があるかと思えます。訪問等もされているとは言われましたが、なぜこの対象者の方に会えないのかという部分で再質問させていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

ひきこもり本人の方になかなか会えない、また相談が繋がらないということもございますけれども、ひきこもりに対する社会の理解がまだまだ広まっていないことも事実であります。本人が怠けているだとか親が甘やかしているというような社会の価値観、それを本人も親も同じような考えに至り、恥ずかしいこととして家庭内で隠してしまうことが多いため、家族が孤立してしまい、相談につながらない、相談に至るまでに平均4年かかっているというデータもございます。まずは社会のひきこもりに対する知識を広め、家族が相談しやすいように図っていく、これが一番重要かと思えます。家族の苦悩は大変なものでありますので、当事者同士だったり経験者、家族会を通して、相談、支援が出来ていかなければならないと考えております。そのためにも町と致しましては、広く知識と理解を広め、今後活動していかなければいけないと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かに皆さんに理解してもらおうのは大変なことかも知れませんが、でも

全国各地で先進事例という部分が参考になろうかなという風に思っております。ひきこもりに関しては、本当にどこの地域も含めまして、やはりいろいろと試行錯誤されて頑張っておるという事例もありますので、そういう部分も含めまして考えて頂きたいと思っておりますし、社会福祉協議会また関係各課、関係機関、民生委員さんもまた地域住民も連携しまして対策を強化して頂きたい、そのように強く望んでおります。それから、今回質問に当たりました、根が深いというのか、大変に難しい社会問題であるということに正直痛感しております。勉強不足で本当に質問していいのか、途中でこういうことを思った訳でございますが、でも放っておけない、そんな思いで質問を今回取り上げさせて頂きました。私たちは、一般質問で済む訳でございますが、でも当事者にとりまして、家族にとりましては、命の危機となることがつながっておりますに、強く助けを求めているということ、町を挙げて支援の強化を強く求めます。その点、よろしくお願ひしたいと思っております。

続いて、2点目に入ります。

2点目の質問はネット依存症についてであります。ある新聞に、ネット依存の中高生が93万人、ネット依存が中高生7人に1人などとの見出しで掲載され、大変に衝撃とネットの恐ろしさを痛感致しました。ゲームのやり過ぎは世界保健機関WHOにおいても疾病に分類され、大きな社会問題として警鐘を鳴らしています。ゲーム障害の主な症状は、日常生活に支障が出る、インターネットがやめられない、学校や職場を遅刻する、欠席、成績低下、昼夜逆転生活、食事をとらない、暴力、ひきこもり、鬱病などの合併症、重症の場合は脳の萎縮障害などが起こることも言われています。実際に起こっております。5年前の調査では、依存者は50万人と危機信号が出ていました。それを受けて、文部科学省は、小・中・高の学習指導要領の中で、ネット依存の問題を取り上げて、歯止めをかけている成果でございますが、なかなか成果が上がってないということを聞いております。対策の遅れを指摘する声もあります。

質問に入ります。

本町の小・中高のネット依存の状況把握についてお願いします。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の本町の小・中高生のネット依存の状況把握についてのご質問にお答え致します。

本町にネット依存の児童・生徒がどれほどいるかという正確な数字は把握出来ておりません。ただし、ネット依存やネットの誤った使い方によって、トラブルや事件の発生、子供の不登校の相談から学校や教育委員会がネット依存の事案を知ることが出来ます。こうした事案が小・中学校ともに、毎年数

件あることは把握しております。ネット依存の定義が無料通話アプリやソーシャルネットワーキングサービス、オンラインゲーム等の長時間利用による生活習慣の乱れや不適切な利用等による問題と考えると、1日の利用時間が実態把握の一つの方法であると考えます。ネット依存の状況を図るデータに、香川県学力・学習状況調査、質問紙調査があります。この調査の中に、月曜から金曜日の間、コンピューター、スマートフォンを使ったテレビゲームの時間を問う設問があり、これによりますと町内小学5年生で4時間以上と答えた児童は10%、全く使用していない児童が12.5%で、残り77.5%がその間に位置する児童です。6年生では、4時間以上が6.4%、全く使用していないが9.8%。中学1年生では、4時間以上が10.7%、全く使用していないが11.8%。中学2年生では、4時間以上が14.8%、全く使用していないが8%です。

また、携帯電話、スマートフォンで通話やメール、インターネットをする時間についての設問によると、5年生、6年生、中学1年生、中学2年生の4時間以上利用している児童・生徒は、それぞれ順に6%、4.4%、11.8%、11.7%となっており、4時間以上の長時間利用者は、小学生より中学生の方が多いたことが分かります。また、全く使用しない割合は、学年が上がるにつれて減る傾向にあります。4時間以上の長時間利用者は、県と比べると小学校は若干少なく、中学校は若干多い傾向にあります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問に移らせて頂きます。

時間の都合上がありますので、質問の2番、3番は同時に答弁して頂きたいと思えます。

2番目の今後の対策や方針について、そして3番目の今後の課題について答弁お願い致します。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員の今後の対策や方針についてのご質問にお答えします。

今後の対策等についての1点目は、広がりを持つ啓発活動の実施です。ネット依存の問題は以前から大きな問題となっており、様々な取り組みが行われてきました。市町の教育委員会、県の教育委員会、香川県警察本部、県のPTAの連絡協議会、県の小・中学校長会とともに、連携を図りながらまとめたスマートフォンやゲーム機等の使用の適正化に向けた共通ルールをもとに、啓発活動を行いたいと考えております。その中にある「さぬきっ子の約束」で、1、家の人と決めた使用ルールを守ります、2、自分も他の人も傷つけない使い方をします、3、夜9時までには使用を止めます、このことを見

童・生徒、保護者、地域の人々にも知らせ、今後も啓発活動を継続して進めて参ります。

2点目は、情報社会で適正に活動するためのもとなる考え方や態度を育むための情報モラル教育を学校での教育活動にも位置づけ、計画的に学習が進められるよう、学校を支援していきたいと考えております。小学校では、特別活動、道徳、総合的な学習、中学校では、特別活動、道徳、技術家庭、保健体育などの教科の授業で情報モラル教育を推進して参ります。

3点目は、保護者、教職員への啓発活動の推進です。

各小学校、PTA単位で専門家や警察と連携した安全教室、防犯教室、情報機器の取り扱い等についての学習会を既に実施しております。今後は、保護者、教員がともに学ぶ、子供と一緒に論議し、学び合う研修会を推進していきたいよう、関係機関とも連携を図り、啓発等を進めたいと考えております。

2点目の今後の課題についてのご質問にお答えします。

スマートフォン等の機器については、家庭において購入し使い始め、料金は保護者が支払うことがほとんどであり、利用する機会も最も多いのが家庭においてです。こうしたことから、家庭の果たす役割は大きいと思います。また、使用開始の低年齢化も大きな課題となっております。保護者の方々には、利便性と内包する問題について理解した上で使う目的や使い方について、保護者の考え方を子供たちにしっかり伝えるとともに、そのことについて子供と話し合う関係と機会を作ることが最も重要だと考えます。さらに、子供の鏡である大人が正しい使い方の手本を示したり、ある意味対極にあるとも言える直接体験とか自然体験の場、機会を広げたりすることも重要であると考えます。加えて、ネット依存が深刻な状況の子供たちへの対応についても、大きな課題があります。家族の方々と相談の場を持ち、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの相談、さらには医療機関につなぐということも視野に入れた取り組みが必要になってくると思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ぜひとも啓発活動、そうした講演会等で保護者の方、また子供たちにもしっかりと警鐘を訴えていって頂ければという風に思います。そういうことは、最初に一般質問しましたが、ひきこもりの一因になることを防ぐ、防止するということにもつながりますので、ぜひとも引き続き、よろしくお願い致します。

渡邊 美喜子の一般質問は終わらせて頂きます。

議長（志村 忠昭）

これをもって11番 渡邊 美喜子議員の質問を終わります。

続いて、4番 村井 保夫君、お願い致します。

議員（村井 保夫）

4番 村井 保夫、一般質問を始めます。

質問は2問あります。

1点目は、農業問題について、2点目は、瀬戸内芸術祭についての2点質問します。

まず1点目、農業で心配なのは、何といたっても後継者問題です。現在我が国の農業就業者は高齢化が進み、65歳以上の高齢者が6割を占めていると言われています。農業には、農業生産だけでなく、景観の保持や環境の保全など、多面的な機能があります。また、ため池や水路、祭りなど地域社会の維持においても重要な役割を果たしていると思います。こうしたことから、農業を守っていくことは重要であります。そのためには農業の担い手を確保していかなければなりません。

そこで、本町において、農業の担い手確保策としてどのようなことに取り組んでいるのか伺います。

産業課長（谷口 賢司）

ただいまの村井議員の農業の担い手確保についてのご質問に答弁させていただきます。

本町では、農業の担い手確保のために幾つかの事業を行っております。新規就農希望者に対しましては、香川県中讃農業改良普及センターや香川県農業協同組合と協力して、就業計画の立案等の支援相談会を行うなど、認定新規就農者として、就農のサポートをしております。今年度は葛原地区で1名が就農予定であり、これを含めてこれまでに4名が認定新規就農者の認定を受けております。

次に、地域の農地を守る重要な担い手である認定農業者や農事組合法人等に対しましては、それぞれの農業経営改善計画に基づく農地集積などの経営規模の拡大や経営の安定化のために必要な色彩選別機や大型田植え機等の高性能農業機械の導入に対する補助を行っております。また、今後の法人化が期待できる任意の集落営農組織につきましても、関係機関と連携して、スムーズに法人化出来るよう支援を行っております。さらに、農地の集約化につきましても、香川県農地中間管理機構より農地を借り受けた担い手に対して、10アール当たり2万円の補助を行うなどの支援を行っております。一方、住環境の保全事業に関しましては、農村地域の過疎化や高齢化等により、水路清掃等の地域共同活動に対する農家の不安が増加し、地域資源の保全の管理の低下が懸念されております。その対策となる日本型直接支払制度の地域活動の助成となる多面的機能支払交付金を活用している活動組織が7団体、中

山間地域等直接支払交付金を活用している活動組織が1組織ございます。この制度は、農業振興地域のみが対象となっておりますが、その他の地域に対する助成制度のあり方も研究して参りたいと考えております。

以上のような事業を通じて、担い手を手厚くサポートするとともに、これからの農業経営の可能性や魅力等の情報発信方法も検討して参ります。また、農繁期の短期的な労力確保につきましては、農事組合法人等がハローワークや教育機関の保護者等に短期就労の依頼方法を研究するなど、様々な手法を検討しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

担い手新規就農者の確保といっても、なかなか進まないのが現状だと思います。農業の機械を購入するにしても、相当な初期費用が必要になります。家族で農業をしても、収入が少ないのが現状だと思います。香川県農協は、3年から5年計画で売り上げ1,000万円以上の農家を100人以上増やす目標を立てていますが、家族経営が多い中、1,000万円では少な過ぎる、また生活が厳しく、少なくとも1,500万円から2,000万円ぐらいに目標を上げてはと言いましたが、これは通りませんでした。これは、JAの問題ですので返答は要りません。認定農業者など大規模農家に農地を集積していく中で、農地中間管理機構の集積方法の中で農地の整備、例えば2枚の田んぼを1枚の田にする補助があると思いますが、そういう申請は今までになかったのですか。これは、地籍調査が済んだら、もう衛星で分かると思うんで、これから利用しやすいように、2枚を1枚にしていく必要もあるのではないかと思うのでお伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

ただいまの村井議員さんの再質問でございます。

恐らく基盤整備のお話をされているのだと思います。今のところ本町の方に基盤整備の要請があったことはございません。ただし、議員さんおっしゃるとおり、これからは基盤整備というのは、新たな農家さん、また農家の収益を上げるためには必要な問題になってこようかと思っております。それについては、今後とも産業課の方としては、県の状況、国の状況を確認しながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議員（村井 保夫）

有難うございました。

これからの農業事業が変動する中で、新しい補助が出るようであれば、早く皆さんに知らせてあげて下さい。また、多度津はブドウの産地として有名ですが、農業従事者の高齢化に伴い耕作放棄地がたくさんありましたが、今までどれくらいの耕作放棄地がオリーブ畑になったのでしょうか。また、最近

はビワが増えているところもあると思いますが、オリーブ栽培以外の耕作放棄地対策は何か考えているのですか、お答え願います。

産業課長（谷口 賢司）

ただいまの質問でございますが、オリーブの植栽面積でございます。これは、平成26年9月に農事組合法人多度津オリーブ生産組合が組織されております。耕作放棄地対策と致しましては、平成21年11月から対策をしております。現在のオリーブの植栽面積でございます。平成29年度末で11.31ヘクタールです。尺貫法で言いますと11.4町、分かりやすく言いますと甲子園3個分というような形になって参ります。そこで、今オリーブの搾油でございますが、オリーブの搾油は、29年度実績で1,300Kℓ おろされておるようでございます。今年度状況を聞いておりますと、木が成熟しているというところで、このオリーブオイルの搾油も順調に29年度を上回っているということでございます。

その他の耕作放棄地対策で植栽されているものはないかというご質問でございますが、今のところ本町と致しましては、このオリーブの植栽を優先的に進めているところでございますので、本町が進めているというものはございません。ただし、ブドウに関しましては、やはり消費者の好みが変わってきておりますので、以前あったデラウェアから今人気のある大粒のブドウの方に変ってきているようでございます。以上でございます。

議員（村井 保夫）

有難うございました。

先ほどの答弁の中で、農地を借りた担い手に対して、1反当たり2万円の補助があると聞きましたが、これは法人認定者に出ます。ぜひ法人認定者以外でも出して頂くことを今後考えてもらいたいと思います。また、地域活動の助成となる多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金、これも農業振興地域のみの対象です。これからはぜひ農業振興地以外にも農地はたくさんあるので、農振地以外での補助金が出るようお願い致します。これは要望であります。

次、2点目は瀬戸内国際芸術祭2019についての質問です。

瀬戸内国際芸術祭2019は、30の国、地域から184組のアーティストが参加し、歌やダンスなどのパフォーマンスを多く取り入れることや、県産食材を使った新しい料理の提供など、さらに魅力を増して来年4月26日から11月4日まで、春、夏、秋の3会期の計107日開催され、会場は前回と同様の12の島と高松、宇野港周辺を予定しているとの発表がありました。実行委員長である浜田知事は、心癒やされる風景の中で作品や島々の歴史、文化、そこに暮らす人々との出会いを楽しんでほしいと言われました。また、北川総合ディレク

ターは、参加型イベントの特徴を磨き、地元の食材や伝統も取り入れていきたいと意気込みを語ったとのことでもあります。多度津町での開催は3回目の参加となりますが、高見島における開催内容を、今分かる範囲でお答え頂きたいと思います。

町長（丸尾 幸雄）

村井 保夫議員の瀬戸内国際芸術祭2019についてのご質問に答弁をさせていただきます。

来年行われる瀬戸内国際芸術祭2019では、前回同様、高見島におきまして「ひろがる秋」として、秋会期に開催を致します。開催期間につきましては、前回までの31日間から7日増えた9月28日から11月4日までの38日間開催と致します。展示作品につきましては、今現在、京都精華大学と北川フラム総合ディレクターとの間で作品の内容及びどの場所でこういった作品を製作するのか、幾つぐらいの作品数になるのかなどの詰めの段階であると聞いており、前回同様、京都精華大学関連作品として、継続作品を含む、おおむね10作前後の作品、また新規作家さんの1作品と展示換えの作家さんの1作品、さらに今回は開催する全ての島で外国の作家さんが携わることを基本としておりますので、合計12から13作品が展示されると想定をしております。また、来場者につきましては県の公式発表によると、2013年度が2万4,371人、2016年度が2万1,028人でしたので、来年の芸術祭は、開催期間が長くなることもあり、来場者の数は2万5,000人から3万人前後を予想しているところでもあります。さらには、前回の芸術祭閉幕以降、高見島応援団さざえ隊の方々による定期的な花壇の手入れや有志の方々による祇園社から竜王山への登山道整備、本島、栗島の方々と連携協力した長距離を移動する蝶であります、アサギマダラが飛来する環境づくりなど、多くの方々の積極的な協力の中で総来場者数が3万人を超えることも視野に入れた体制づくりを今後構築したいと考えております。ちなみにではありますが、前回の芸術祭時には多い日で795人の来場者がございました。さらに、京都精華大学とは包括的連携協力に関する協定を結んでいることから、開催前若しくは開催中に高見島以外でも作品展示を模索しているところであり、実現すれば、高見島だけでなく、町全体の賑わいづくりの一助になるのではないかと考えております。また、そのような中、現在芸術祭開催期間中において、来場者が開催エリア以外にも足を運んで頂けるよう、割引協力施設を町ホームページで募集をしているところでございます。会期が長くなり、来場者が増えると予想されますので、当然のことではありますが、スタッフの増員が必要になることから、今までより多くの方々のご協力を頂かなければならないと考えております。議員の皆様方におかれましては、前回、前々回に引き続き、作品受け

付け業務などにご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

瀬戸内国際芸術祭は4回目で、当初から北川総合ディレクターは島おこしのイベントであると言っていました。高見島での過去2回の開催では、どのような成果があったのか、また開催地である高見島の人々はどのような感想を持ったのか、さらには今回の開催に向けて高見島の人々はどのような感想を持っているのか、さらに今回の開催に向けて高見島の人々からの意見は反映出来たのかどうかお伺いします。

議長（志村 忠昭）

町長が言うん。誰が言うん。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

過去2回の成果と致しましては、先ほど答弁でも町長の方から申し上げましたとおり、たくさんの来場者があり成功のうちに終わっていると考えております。また、島の方々の感想でございますが、こういう中で島の方々と協力して参っております。そういう中で、色んな意見を反映させながら、次へつなげていっておりますので、非常に協力を得ているというところでございます。また、今回の島の方々の感想ですが、先ほども答弁の中で申しましたとおり、島の中の方々が色々な活動をして頂いて、整備等に携わって頂いておりますので、これを町の方としても重く受けとめまして、芸術祭を成功に導きたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 保夫）

高見島でのアートや高見島の景観は評判であったと思いますが、今回の瀬戸内国際芸術祭の開催によって、多度津の活性化や移住・定住の促進にどのように活用するのかお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

村井 保夫議員の再質問にお答えをして参りますが、今これまでの中でどういうことが良かったことがあったのかということもありますけども、その中で島出身の方が帰って来られます。たくさん帰って来られます。また、高見島には小学校、中学校がありましたので、そこで教鞭を振るった元先生方、そういう方々も帰って来られて、そして懐かしく、また私どもの手伝いといったらおかしいのか、色々と接待のお手伝いもして頂いております。そういう風に高見島というところがもう一度懐かしい島として皆様に見直されて、そして親しまれたのではないかなど。ただ、やはりこの人口減少時代でありますから、本当に住んでいる方というのは段々と減少しております。し

かし、そういう中で今もさざえ隊のお話を申し上げましたが、地元の方々が本当に積極的に協力をして頂いております。この議員の皆様の中にもさざえ隊の方が名前は言いませんが、入ってらっしゃっております、そして高松のサンポートの方でのアピールですね、宣伝とかそういうところまでやって頂いていることに対しましては、心から感謝をしているところであります。そして、今回はもう少し場所を広げようと、高見島だけではなくてネコノシマホテルのある佐柳島、また多度津町内にも足を運んで頂きたい、この瀬戸内国際芸術祭の目的というのは、島の活性化並びに地域の活性化です。ですから、そういう中におきましては、多度津町の高見島で開催をする。今回3回目となりますので、今回は佐柳島のネコノシマホテル、今、村上さんご夫妻が一生懸命活性化のために行って頂いております。そのことの手助けにもなりますし、多度津町の中で色々と私どもの町内の業者の方々のお助けになったり、またそのようなことも作品、京都精華大学との連携協力の中での行う行事になりますので、瀬戸内国際芸術祭での県の主催で高見島で行うものが瀬戸内国際芸術祭です。しかし、それだけでは町全体に広がりませんし、活性化になりませんので、京都精華大学と包括連携協定を結んでいる。そういう関係を利用して頂いて、高見島以外にも京都精華大学の作品を展示したい。このことは北川フラムさんにもお話をしております、了承は得ているところであります。そういう風に色々と今回、多度津町という名前を町外に発信していきたいと思っておりますので、これも地方創生、たどつの輝き創生総合戦略の中で多度津町全体で盛り上げていきたいと思っております。先ほど申し上げましたが、今回も議員の皆様方のご理解とご協力、ご尽力を心からお願い申し上げます、村井 保夫議員の答弁とさせていただきます。よろしくお願い致します。

議員（村井 保夫）

大変有難うございました。

これからは回数を重ねるごとに多度津の活性化や移住・定住が進むことを願って、今回の質問を終わります。

有難うございました。

議長（志村 忠昭）

これをもって4番 村井 保夫議員の質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。よろしくお願ひしたい。

再開は1時でお願い致します。よろしくお願ひ致します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

議長（志村 忠昭）

そしたら、午前中に引き続きまして、会議を再開したいと思います。
それでは、通告がありますので、6番 村岡 清邦君、質問お願い致します。

議員（村岡 清邦）

6番 村岡 清邦です。

新庁舎へのアクセス道路の整備の進捗状況と消防施設整備に係る積立金の創設について質問させていただきます。

始めに、新庁舎へのアクセス道路整備の進捗状況についてお伺いを致します。

新庁舎の整備については、先月中旬に新庁舎建設基本・実施設計業務プロポーザル実施要領を公表し、その業者選定を行い、建設に向けてスタートを切ったところです。今後おおよそ50年は使用することになる新庁舎施設は、多度津町の活性化の拠点の一つの施設となることは言うまでもありません。新庁舎は町民皆様の夢が膨らむ施設となるものと確信を致しております。個人が家を建築するときには大切にすることは、玄関だろうと思います。また、玄関までに至る通路についても玄関の一部であると考えた人は多いと想像します。新庁舎建設の説明を頂いた折には、進入路の想定図もお示し頂きました。ぜひとも確保しなければならないことと言えます。善通寺方面からの進入は、JR元西踏切の高架橋の下を通過ということになると思いますが、車高はどれくらいの高さが可能なのかなと思いつつ通ったりしているものです。

そこで、お尋ねを致します。

当初計画をしていた進入路については、どの程度進捗しているのでしょうか。2つ目に、元西踏切の高架橋の下はどの程度の車両の通行が可能なのでしょうか、よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

村岡議員の新庁舎へのアクセス道路整備の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新庁舎への進入路につきましては、国の社会資本総合交付金のメニューであります都市再生整備計画事業を活用し、駅周辺や新庁舎整備の関連施設と合わせた基盤整備としまして、現在、新庁舎建設用地前面の町道255号線の改良及び四変テックのJR側の町道20号線とパーク・アンド・ライド駐車場への進入路に当たります町道206号線との交差点改良に関する事業を進めております。まず、町道255線の改良につきましては、現在、道路の基本的な構造や中心線を定めるための道路予備設計を行っており、警察等との関係機関と安全

性に関する協議を行いながら、予備設計を進めているところでございます。今後は地元の皆様への説明を行った後に、測量や詳細な設計、用地取得に関する検討を進めていくこととしております。

次に、町道20号線と町道206号線との交差点改良につきましては、現在、新庁舎建設用地への円滑な進入が早期に可能となるよう、改良する交差点の基本的な形状や道路の構造について警察等の関係機関と安全性に関する協議を行いながら、測量及び設計、また用地取得に関する検討を進めているところでございます。今後は、用地取得を早急に進め、来年度において出来るだけ早い時期に工事を実施し、新庁舎建設工事が着手するまでに事業が完了出来るよう努めて参ります。以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

政策観光課長（河田 数明）

議員ご質問の2つ目のご質問に対しまして答弁をさせていただきます。

議員ご質問の高架橋は、町道20号線の上を県道善通寺多度津線が通過する立体交差に当たる構造物でございます。立体交差に当たりましては通行車両の安全確保のため、高架橋を建設する際には、建築限界の高さが道路構造令により定められており、道路構造令によりますと、高架橋の高さは、普通道路で4.5メートルとなっております。香川県中讃土木事務所に確認を致しましたところ、当該高架橋は町道の路面から4.5メートル以上の高さを確保して整備しているとのことでした。また、現地を確認しましたところ、町道20号線から高架橋までの高さは、低いところで4.65メートル、高いところで5.0メートルでした。道路構造令では、設計上対象としている車両は、道路法の規定で道路運送車両法によるものとなっております、車両の高さを3.8メートル以下と規定しておりますので、通行許可の届け出が必要な特殊車両以外は通行が可能であると考えられております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ただいまご答弁を頂きました。

先に2番目の高架橋の部分につきまして、私が通行しておりまして、どうも低いんでないかなと思っておったんですが、相当の高さがあるようですが、一部道路標識が高架橋の下にはみ出てるという部分もあったかなということもあって、低いなと感じていたのかもしれない。十分大型車両も通れるんだ、大型のバスも通れるんだというご説明だったと思います。それは、多度津町の庁舎がユニバーサルデザインを導入もしながら、庁舎を建設するという事になれば、新しい施設を見学に来る大型バスも盛んにはまってくるんでないかなということも想定をしながら心配をさせて頂いておりました。そ

ういうことで、安心を致しております。

第1問目の新庁舎建設の道路の部分に関しては、新庁舎建設の説明があったときには、町道20号線から町道255線への進入路について、今、白井建設さんですか、その横については改良の計画があるということで、もう一つ20号線から町道255線への進入路についても、新たな進入路の確保についても計画がある旨の説明があったように記憶を致しております。そうした中で255号線の改良も急がせる事案ではあると認識はしていますが、新たな進入路の確保が可能となれば、206号線と255号線の新たな進入路は、20号線がロータリー状態となって、利便性が大いに増加するのではないかなど考えたりします。新庁舎の建設は説明があったときにも、最初新しく道路を造るんだというような説明が確かあったと思っておりますが、その道路の進入路の進捗状況について、再度お伺いをしたいと思えます。よろしく申し上げます。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に対しまして答弁をさせていただきます。

議員さんのおっしゃられておりますのは、昨年度に都市再生整備計画をご説明させて頂いたときにお示ししております新道ということをおっしゃっております。新道に関しましては、確かに駅周辺を整備する中でロータリー機能を持った道路ではありますが、現在、駅周辺開発整備等検討会、民間の方をはじめた検討会の中でも色々お話が出ております。新道を建設する用地につきましては、今後もう一つ議論を重ねる必要があるとなっておりますので、今のところ新道の方を早期に整備をすることにはなっておりません。今現段階での考えでは、庁舎建設後、整備の方にかかりたいと考えておまして、それをまず最初に先ほど申し上げました町道20号線と206号線の交差点、また自動車学校の方へ抜ける255号線、これをまず整備を行った後に新道の建設にかかりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ただいま再質問に対する答弁がありました。

多度津新庁舎の基本計画というんですか、そのときの見直しをして、基本計画が認定をされたという分の経緯の中には、文言が3行か4行か5行かやったのですが、つけ加えられた中で新庁舎の基本計画が決められました。その中には、新庁舎の建設は駅前の駅周辺の開発と一体化をした中で進めていくんだとよ、こういう風なことを盛り込んでの新庁舎の計画やったという風に見直しが認定をされたという風に考えてます。そうした中では、駅周辺の開発と新庁舎は一体化をした中で進めていきますよ、こういうような説明も理解する中で認められたという風に私は記憶を致しておりますから、そのことが

新庁舎の建設基本計画が3行か5行かをつけ加えられた部分を除けてしまっ
て進んでいくということに関しては、いささか疑問に思うところです。そう
した中で、私はそのことも一体化をした中で進めていくんですよとわざわざ
駅周辺開発の文言を盛り込みながら、そのことを反故にってしまうというの
は少し疑問に思います。質問ではありません、私の考え方だけです。

次に、2番目の質問の消防施設整備積立金の創設についてご質問をさせて頂
きます。

本町は、町民の命と財産を守るため、町単独で消防事業を運営していること
に深く感謝致します。消防業務も多岐、広範と言えます。その業務におい
て、欠かすことができないのは、車両はもちろん消火資機材、救急資機材な
どであり、その整備費はどれをとっても高い金額になります。本町の財政状
況については、今後、起債返済の増加、財政調整基金の減少など、少しずつ
窮屈さを増してくることが想定されます。財政調整基金の取り崩しは、その
使途について制限はないと言えます。財政調整基金に積み立てておけば、そ
の方が使い勝手が良いとの考えも分かりますが、一つの目的を持って積み立
てておくことも、財政が窮屈となるが故に大切なことと考えます。本町の
新庁舎建設における積立金もその目的のために起こしているものです。消防施
設の維持はどの施設整備も高い金額になることを考慮すれば、厳しさを増す
財政状況の中から、少しずつ積み立てを行うことも必要なことではないでし
ょうか。車両の車体の寄贈については、これまでも数多く受け入れてきた訳
ですが、搭載機材の充実には町の財源が必要となります。

そこで、お尋ねします。

消防施設の維持継続のため、消防施設整備積立金の創設はどうでしょうか、
質問致します。

総務課長（岡部 登）

村岡議員の消防施設整備積立金の創設についてのご質問にお答えさせて頂
きます。

東日本大震災以降、本町では平成26年の消防庁舎建設を始め、防災行政無
線、防火水槽等の消防関連施設を整備してきたところでございます。しか
し、依然として分団屯所や消防車両など、老朽化しているものが多く存在し
ており、これらの維持継続を図ることは消防業務を円滑に行い、町民の安
全・安心を守るために不可欠であると考えております。これまで消防庁舎や
防災行政無線、防火水槽等の大型事業は、緊急防災・減災事業債の起債を活
用して整備して参りました。この緊急防災・減災事業債は、充当率が100%と
一般財源の負担が極めて小さく、非常に有利な制度でありましたが、平成
32年度で終了ということが既に発表されております。この起債がなくなる

と、消防施設整備事業の充当率はおおむね75%となります。また、起債対象以外の資機材も充実させる必要があることから、今後は多額の一般財源が必要になってくることが想定されます。このような事態に備え、事業を計画する段階でどの事業にどれくらいの特定期源があり、どれくらいの一般財源の負担があるのかということをしつかりと見極め、計画年度に向けて特定目的基金を積み立てていくということは、資金不足の解消といった効果のみならず、計画されている事業の財政負担を明瞭にするという意見がございます。決算においても、資金不足が全て財政調整基金の取り崩しによって賄われるというのではなく、大型事業によって、特定目的基金が取り崩され、それ以外の通常の事情によって、財政調整基金が取り崩されるという風に、財布を別々に管理した方が財政状況がより分かりやすくなります。以上のようなことから、消防施設整備積立金のような特定目的基金を積み立てていくことは、町の財政状況を正確に把握し、今後の施策に生かしていく上でも効果的でありますので、議員ご提案の消防施設のみならず、その他の事業におきましても大型事業が計画された際には、積極的に取り組んでいきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村岡 清邦）

ご答弁を頂きました。

起債返還の額も増加する中、資金計画にも留意しながらの財政運営について、極めて積極的な取り組みを進める旨の回答であると受け止めます。

2点ほど質問させていただきました。

以上で私の質問を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって6番 村岡 清邦議員の質問を終わります。

続きまして、5番 隅岡 美子君。

議員（隅岡 美子）

5番 隅岡 美子、一般質問をさせていただきます。

1点目は、不育症の周知や患者支援の推進について、2点目は、民間施設のブロック塀の安全対策についてを質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問です。

不育症の周知や患者支援の推進についてであります。

不育症とは2回以上の流産、死産や早期新生児死亡（生後1週間以内の赤ちゃんの死亡）を繰り返して、結果的に子供を持たないことと定義されています。流産の確率は、年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では深刻な問題の一つでもあります。厚生労働省の実態調査では、流産は妊婦の10から20%の頻度で起こると言われております。流産を繰り返す不育症患者

は全国で約140万人、毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であると言われております。不育症の原因については、子宮形態異常が7.8%、甲状腺の異常が6.8%、両親のどちらかの染色体異常が4.6%、抗リン脂質抗体症候群が10.2%、原因不明が65.3%にもなります。しかし、厚生労働省研究班によると、検査や治療によって80%以上の方が出産に辿り着けると報告されています。つまり、不育症を知り適正な検査や治療をすれば、多くの命を守ることが出来るということです。不妊症と比べ、いまだ不育症を知らない人が多く、流産、死産したことによって、心身ともに大きなダメージを受け、苦しむ女性の4割は強い心のストレスを抱えたままであります。厚生労働省は、平成23年度、不育症の相談マニュアルを作成し、自治体に配布しました。そして、平成24年10月に、全国の相談窓口の一覧表を公開しました。また、不育症の治療には多額の費用がかかることから、公的助成を行っている自治体もあります。このようなことから、不育症に悩む方に対して、正確な情報を提供し、心理的な相談や医学的な相談を行い、患者支援の取り組みを行っていくことが必要であります。

そこで、お尋ねを致します。

1つ目の質問です、不育症について、本町ではどのような認識をお持ちなのかお尋ねを致します。よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の不育症の周知や患者支援の推進についてのご質問にお答えをして参ります。

不育症について本町ではどのような認識を持っているのかですが、本町における妊娠届け出時の年齢を見てみますと、届け出数は年々減少しているにも拘らず、平成28年度は届け出数167件のうち、35歳以上の妊婦が36件、平成29年度は届け出数162件のうち、35歳以上の妊婦が38件と、35歳以上の妊婦割合が20%を超え、晩産化傾向が見られております。

隅岡議員ご指摘のとおり、妊婦が流産する可能性は10%から20%と言われておりますが、加齢とともに増加し、40歳代では50%とも言われております。そのため、晩産化が進むと不育症になる可能性も高くなります。今後本町でも不育症に関する相談や治療に関する情報提供が必要になってくるものと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁を頂きました。

議長（志村 忠昭）

ちょっと待って。

議員（隅岡 美子）

大変失礼致しました。

ご答弁頂きました。

そして、2つ目の質問になりますけれども、気軽に相談できる窓口体制の充実が必要と考えます。相談窓口と周知啓発をどのように行っているのかをお伺い致します。よろしくお願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

隅岡議員の相談窓口と周知啓発をどのように行っているかについてお答え致します。

相談窓口については、保健センターや本年4月から開所致しました子育て世代包括支援センターにおいて、保健師や助産師が窓口となって、相談を受けています。また、香川県でも平成26年から香川県看護協会に委託しております不妊相談センターの業務を拡大し、今年度から香川県不妊不育症相談センターとして、不育症に悩む夫婦へのサポート体制を整え、専門の医師や看護師による相談を受けております。

周知啓発については、保健センターや子育て世代包括支援センターの窓口に香川県や香川県看護協会が作成したリーフレット及びパンフレットを置き、広く周知をしております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁を頂きました。

先ほどの方ですけれども、自治体に不育症の相談マニュアルを作って、自治体に配布をしておりますということでございます。その内容を少し教えて頂けますか。それと、今、多度津町に不育症の患者様は何人いらっしゃるか、分かる範囲で結構ですでお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

不育症に関する相談マニュアルでございますが、平成24年3月に厚生労働省が発行致しております。それに基づいた内容と致しましては、不育症に対する定義でありますとか、原因、治療方法、それから最も大事なものは、相談に応じる場合の対処マニュアルとなっております。不育症の多度津町の症例をお持ちの方については、現在のところ把握致しておりません。以上、答弁と致します。

議員（隅岡 美子）

ご答弁を済みません、有難うございました。

それで、マニュアルの方ですけど、おっしゃいましたように、相談窓口が大変重要であるという風には理解を致しまして、人数の方はまだ把握をしておらないということで、余りデリケートな問題ですので、なかなか人数の把握は難しいかとは思いますが、また分かる範囲で結構ですので、よろしくお

願ひ致します。それで、相談の窓口は保健センターが子育て包括支援センターということでございます。このときに来所したり、それから電話で相談を受けたりしておりますということでございますので、今現在の相談数は、何人相談しに来られたかと、その人数をお尋ね致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

不育症の相談件数でございますが、現在のところ不育症として相談を受けた件数はゼロ件、ございません。ただ、子育て世代包括支援センターの中にいらっしゃる妊婦の方のお話の中で、流産を繰り返されている方、流産に対する不安などといったことについて、助産師、保健師が助言をしているという状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

相談の方が不妊症とは分からないけれども、妊婦の方が相談をしに来ておるといふことで、また今後とも丁寧な相談をお願いしたいと思っております。電話等の相談を受け付けているかとは思いますが、またこちらの方もよろしく願ひ致します。電話では受け付けておりますでしょうか。分かりました、有難うございます。

そしてまた、次の2番目の質問を致したいと思っております。

2番の質問ですけれども、普及啓発について、香川県や香川県看護協会が作成したリーフレットとかパンフレットを置き、広く周知をしておりますということなので、色んな多度津町でもこの間10月28日に健康フェスティバルとか色んな機会を利用して、こういったリーフレットも置くように、また役場の方にも置いてもらうように要望しておきたいと思っております。よろしく願ひ致します。

そして、3番目の質問に入ります。

不育症の方の検査や治療の多くが保険適用されておられません。患者支援として経済的負担軽減を図り、治療を受けやすくする不育症の治療費助成制度についてのお考えをお伺い致します。

よろしく願ひ致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

不育症治療助成制度についてお答え致します。

本町においては、平成29年度より女性及び男性の特定不妊治療費助成を開始しておりますが、不育症治療への助成は行っておりません。しかしながら、香川県において今年度より不育症治療に対する助成を開始しているため、現時点では、町単独での助成は考えておりません。今後は、不育症の相談件数や近隣市町の動向を見ながら検討して参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁をもらいました。有難うございました。

最後になりますけれども、子育て支援の充実した多度津町のまちづくり、また皆様が安心・安全の多度津町の発展のために、これも本当に今後県の動向を見ながら実施する方向で私は期待をしたいと思っております。また、相談件数におかれましても、充実した相談内容、それから窓口の充実ということ要望して参りたいと思っております。また、町長が常々言われております集中と選択ということ、また優先順位をつけてということで、しっかり今後の多度津町に期待をしたいと思っております。

じゃあ、1点目の質問はこれで終わりたいと思っております。

次に、2点目の質問でございます。

民間施設のブロック塀の安全対策についてであります。

大阪北部を震源とする地震により、女子児童が亡くなることを受け、ブロック塀の安全性が問題視され、建築基準法の基準に適合しない危険なブロック塀に対する安全対策を求める社会的な機運が高まっております。そこで、このほど香川県議会本会議において、民間施設のブロック塀の安全対策の質問に対して、知事より次のような答弁がありました。県では、これまで建築指導課や各土木事務所等において、ブロック塀の安全対策等の相談を受け付けるとともに、県のホームページや広報紙を活用し、所有者等に対して速やかにブロック塀の安全点検を行って頂き、その結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示や補修、撤去等が必要である旨を注意喚起して参りました。特に建築基準法に基づく定期報告が必要な不特定多数の方が利用する一定規模以上の建築物の所有者等に対しては文書で、また香川県耐震改修促進計画で位置づけた避難路沿道にあるブロック塀の所有者等に対しては、県職員等が個別に訪問し、周知啓発を行ったところです。建築物と同様に、耐震診断や改修を推進する仕組みなどが検討されていると伺っています。また、各市町からは、ブロック塀の撤去に対する補助制度を創設するに当たり、県に対して技術的、財政的支援をお願いしたいとのご意見も伺っております。私と致しましては、県民の皆様の安全・安心を確保するため、大規模地震発生時の避難路や通学路などの安全確保は重要な課題であると考えており、危険なブロック塀の改修をより一層促進すべく、来年度から民間施設のブロック塀の撤去に対して補助する市町への支援制度の創設を検討しているところであり、各市町や関係団体と連携をして、周到な防災・減災対策に引き続き積極的に取り組んで参りますと答弁をしました。

そこで、お尋ねを致します。

1つ目は、本町において、民間施設のブロック塀撤去の補助制度の創設につ

いてお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

隅岡議員ご質問の民間施設のブロック塀の安全対策について、本町においての民間施設のブロック塀撤去補助制度の創設についてお答え致します。本年度発生しました大阪北部を震源とする大規模な地震においてブロック塀が倒壊し、大きな被害を受け、国及び県では各市町に対し、財政的な支援を行う補助制度創設に向け、関係団体と協議をされているところであります。また、県より、各市町に対し補助制度創設についての意向調査等があり、本町の意向としましては、補助制度創設予定で回答をしております。現在、補助制度の内容等の詳細については、検討中ではありますが、国及び県の補助制度創設時には即時に対応出来るよう準備を進めているところであります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

質問をさせていただきます。

避難路また通学路などのそういった中で、安全確保が大変急務である中、各地区におきまして今現在、危険なブロック塀の調査はどのような方向になっているのか、その時期とか調査をした内容とか結果はどうであったか、そして今後の対策は、それについて各地区ごとにお知らせを頂きたいと思っております。よろしくお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

ただいまの再質問についてですが、通学路また避難路については、建設課の方で行っておりません。ただ、教育課の方等で多分実施をされておりますので、内容についてはそちらの方でまたお願い出来たらと思います。それ以外、民間の施設については、今現在、調査は出来ておりませんので、今後町の基幹道路等につきましては、調査を行っていきたいと考えております。また、それについては、また制度の方は内容がまだ検討されているところでありますので、今後の実施の予定という形でご報告させて頂ければと思います。

議長（志村 忠昭）

通学路の対策については。

教育課長（竹田 光芳）

隅岡議員の再質問についてお答え致します。

町教育委員会では、大阪のブロック塀による死亡事故を受けて、6月26日に町内の臨時校長会を開催し、通学路の緊急調査を実施するための打ち合わせを行い、調査日、調査内容、調査方法を確認して、各学校で7月2日までに教師、児童・生徒による目視による調査を実施することになりました。ま

た、並行して教育委員会、建設課の職員がブロック塀の状況についてより詳しく調査を行いました。改めて保護者や教師にも協力してもらいながら、登下校中に子供が足を運び、現場で目視し、みんなで考え、通学路の危険マップなどを作りました。このことは児童・生徒が自分自身の判断で身を守ったり、迅速に避難出来る力を身につける活動に役立ったのではないかと思います。調査の結果、学校敷地内のブロック塀につきましても、2つの幼稚園と1つの小学校のブロック塀が危険だということが判明致しました。うち1件は、ブロック塀は撤去致しました。他2件につきましても、本12月議会への補正予算の方に計上させて頂いてございます。そのため応急措置として、ロープ、コーンによって塀に近づくことがないようにしております。それ以外の通学路のブロック塀につきましても、本議会の方に補正予算で計上しているところがございます。それ以外のブロック塀のあり方については、建設課長が申しましたとおり、あり方について検討はこれから始まっていくところですが、学校主体で通学の仕方、通学路を考えたりして、安全を確認しながら、登下校を現在しているところがございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

丁寧なご答弁を頂きました。

これから検討していくということでございます、よろしくお願い致します。また、通学路に関しては、登下校また保護者も踏まえた学校全体でしっかりと今、答弁の中で周知を徹底をしていくということで、これからもよろしくお願いを致します。それで、今、私も車で通ってますと、通学路で明らかに危ないなというブロック塀がたくさんはないんですけど、ありますけれども、そのブロック塀に関しては、何か口頭で注意を促すとかそういったことは、今されているんでしょうか、具体的にそれをまたお聞きを致します。

建設課長（三谷 勝則）

ただいまの再質問について答弁をさせていただきます。

町内には、確かに何件か危険なブロック塀ということで町の方へ通報頂いたり、情報提供を頂いているブロック塀がございます。そういうところにつきましても、当然地権者、持ち主等にその危険だということの通知をさせて頂いているところがございます。そういう中で周知して改良して頂ける方、して頂けない方については、引き続き通知をお願いをしているところがございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

再々質問になります。

今、課長が申されたように、通知をして、またお願いをしているところであ

るということで、またこれも急ぎますので、今後も増えていくと予想されておりますので、丁寧にまた口頭でも構いませんので、よろしくお願いを致します。

また、2つ目の質問に入ります。

今後の計画等についてもお伺い致します。よろしくお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

今後の計画についてお答え致します。

本町の今後の計画としましては、国及び県の補助制度の創設時期により変動を致しますが、来年度には補助要綱の制定、32年度より補助事業の実施予定では、現在準備を進めております。また、国及び県の補助制度の創設時には、本町においても即時に対応出来るようにして参りたいと考えております。今後も引き続き関係部局と協議を重ね、民間の危険なブロック塀撤去支援事業の補助制度創設に向けて準備を進めて参りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁頂きました。

来年度には補助要綱の制定、32年度より補助事業の実施予定で、現在は準備を進めておりますとご答弁を頂きました。一日も早くこういった大きな震災が起こる前にしっかりと準備を進めて参りたいと危機感を持って今後も頑張りたいなど、このように期待をしております。よろしくお願い致します。

以上で5番 隅岡 美子の一般質問を終わらせて頂きます。

議長（志村 忠昭）

これをもって5番 隅岡 美子議員の質問を終わります。

次に、9番 村井 勉君。

議員（村井 勉）

9番 村井 勉です。

次の2点についてお聞き致します。

1、学校給食で朝食を出す取り組みについて、2、ふるさと納税について。
まず最初に、学校給食で朝食を出す取り組みについてをお聞き致します。
新聞報道によれば、政府の第3次食育推進基本計画では、朝食を食べない子供の割合をゼロにすることを目指しているとのことですが、2018年度の欠食率は5.5%と前年度に比べ0.9%ポイント増加しており、推進基本計画を策定した2015年度と比べると1.1ポイント悪化して来ています。調査によると、朝食を毎日食べるは84.8%、全く食べていないが1.4%、余り食べていないが4.1%、どちらかといえば食べるが9.7%で、15%超の小学生が朝食を毎日食

べる習慣がありません。また、文科省の別の調査によりますと朝食を食べない理由に、3割から5割が食欲や時間がない、1割がそもそも朝食が用意されていないと回答しているとのことです。大阪市立西淡路小学校では、2年前から毎週月、水、金曜日に地域のボランティアが交代で朝食づくりを担当しており、1食の費用は200円ほどで大阪市の補助金があるため、自己負担は50円とのことです。一方、児童は7時半過ぎに朝食を食べに登校しているとのことです。また、この朝食が学力アップにつながっているとのこと、朝食を毎日食べている生徒と全く食べていない生徒を比べると、テストの正答率にも差が見られるとのことです。広島県廿日市市の小学校でも県が主導し、希望する全児童に朝食を無償で提供する取り組みを開始しており、都道府県によるこうした取り組みは全国初で、広島県では成果を検証しながら県内全域に広めたい考えのようです。

そこで、質問です。

1、多度津町では、朝食をとらずに学校に来ている生徒がどのくらいいるか把握していますか。把握していれば人数と割合をお聞かせ下さい。

教育課長（竹田 光芳）

村井 勉議員の朝食を摂らずに登校している生徒の人数と割合についてのご質問にお答え致します。

小学校5年から中学校2年生までの4学年、計745人分のデータがある昨年11月に実施した平成29年度香川県学習状況調査の結果によりますと、朝食を摂らずに登校している生徒と割合についてですが、全く食べていない児童・生徒は745人中9人、割合にして1.2%、食べていない日が多い児童・生徒は40人、割合にして5.4%です。一方、毎日食べる児童・生徒は745人中621人、割合にして83.4%であり、食べる日が多い児童・生徒10.1%を加えると、計93.5%、745人中696人の児童・生徒が朝食を食べて登校していると言えます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

再質問で、全く食べない児童と食べていない児童は、食べない理由とか原因は把握していますか。

教育課長（竹田 光芳）

ただいまの再質問についてお答え致します。

先ほどの750人分のデータを参考にしたのですが、平成29年度の香川県学習状況調査の中には、その食べない理由についての項目がありません。ですので、その理由については把握してございません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

把握してないということですが、ある程度調べた方がいいんじゃないか
と思います。それは検討しとって下さい。

次に、2点目、2018年度の学力調査では、朝食を毎日食べている生徒と全く
食べてない生徒では、国語A、算数Aにおいて15%以上も正答率に差が出た
調査結果が新聞記事に掲載されていましたが、多度津町でも同様の結果が見
られたのでしょうか、分かる範囲で結構ですのでお知らせ下さい。

教育長（田尾 勝）

村井議員の朝食と学力の相関関係についてのご質問にお答えします。

先ほどの調査結果で、国語、算数及び数学で比較しましたところ、国語につ
きましては、毎日朝食を食べると答えた児童・生徒と全く食べないと答えた
児童・生徒の平均点では、毎日食べると答えた児童・生徒が100点満点中
ですけども、約11点上回っておりました。また、算数、数学についても毎日食
べると答えた児童・生徒が100点満点中、約12点上回っておりました。朝食を食
べる日が多い、食べない日が多い等の児童・生徒のデータを合わせて比較し
てみると、朝食を食べる日が多い児童・生徒ほど、学力テストの成績が良い
傾向にあるということが分かりました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

有難うございました。

この調査結果をご父兄には通知されていますか、お聞き致します。

教育長（田尾 勝）

村井 勉議員の再質問にお答えします。

この調査結果は、当然学校の方、教師の方にはこういうデータがあるとい
うことはお知らせしておる訳ですけども、保護者の方に個々のデータにつ
きつり情報提供は出来ていないかも知れませんけれども、学年だよりと
か学級だよりの中で全体のデータとしてはデータをお知らせしている学校も
あります。だけど、個々全て正確に保護者の方にデータをお知らせ出来て
いるかということは、正直まだ確認出来ていません。だけど、だよりとかそ
ういうことで、食全体のデータについては、こういう状況やということはお知
らせしていると思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

こういう結果が出るとるんで、保護者の方には、食べてくると良くなりま
せぐらいはおっしゃって頂いた方がいいと思います、これは要望です。

次に、3番目、大阪市立西淡路小学校や広島県廿日市市の小学校における給
食として朝食を出す取り組みについて、町としてはどのようにお考えです
か。

教育長（田尾 勝）

村井議員の給食として朝食を出す取り組みについてのご質問にお答えします。

現在の本町の状況を鑑みますと、給食として朝食を提供することは、来年8月からのPFI方式での1市2町学校給食センター運用もあることから難しいと思われまます。ただし、大阪市立西淡路小学校のようなボランティア等の地域の人々の取り組みによる朝食の提供や近隣自治体でも実施していることも食堂のような取り組みに対して、協力することは可能だと思われまますので、どのような協力が出来るか等関係各課とも協力しながら考えていきたいと思ひます。いずれに致しましても、核家族化、夫婦共稼ぎの家庭の増加等により、朝食に限らず、家族で食事をする回数や時間が減少傾向にあると想定されまます、家族で食事をしながら、楽しい出来事や人間関係の悩み等、様々な話や相談する時間は、児童・生徒の成長にとって重要なものです。教育委員会では、今後も各家庭に対して朝食をとることはもちろん、家族で食事をとることの大切さを啓発していきたくて思ひます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

朝作るということは大変難しいと思ひます。だから、朝食を摂ってくるようにということ啓発に努めて頂きたいと思ひます。

それでは次に、ふるさと納税についてお尋ね致しまます。

11月16日付の四国新聞において、総務省の調査によれば、ふるさと納税の返礼品で寄附額の30%以下の地場産品という基準を守っていない自治体が11月1日時点で91自治体あったとの調査結果が公表されていまました。前回9月1日時点の380自治体からは大幅に減少していまますが、理由は総務省が規制を強化するため、地方税法改正案を来年の通常国会に提出する方針を示したことで見直しに働く自治体が増えたためです。四国新聞の記事によれば、香川県では直島町が寄附額の30%超となる返礼品を送っていたと指摘されたほか、多度津町、丸亀市、琴平町でも一部で地元産品以外の返礼品を取り扱っていたとのことです。

そこで、お聞きしまます。

昨年の多度津町へのふるさと納税は4,826件で、金額は1億1,000万円余りとのことです、今年ふるさと納税による納税額はどの程度となつていまますか。また、昨年と比べて状況はどうでしょうか。

政策観光課長（河田 数明）

村井議員ふるさと納税についてのご質問に答弁をさせていただきます。

平成30年度における寄附金額につきまましては、11月30日時点で2,965件の寄附件数に対して6,291万6,000円の寄附金額となつていまます。昨年度における

同一日時点での実績は、2,478件の寄附件数に対しまして5,414万円の寄附金額でしたので、対前年度比で寄附件数は約19.7%増加し、寄附金額は約16.2%増加していることから、今年度11月30日までで見る限り、昨年度と比較して増加傾向にあると考えております。以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

再質問致します。

最終的には、どの程度を見込んでいますか。

政策観光課長（河田 数明）

再度再質問に答弁させていただきます。

今述べましたパーセントでいきますと、約15から20%の増となりますので、昨年度が1億1,000万円程度でございました。ということで、1億3,000万円程度のものになろうかとは思っておりますが、今年度の予算を計上しておりますのは、寄附金額の目標を1億7,000万円と設定しておりますので、今後もふるさと納税の増額に関しまして努めて参りたいと思っております。

議員（村井 勉）

有難うございました。

次に、多度津町独自の返礼品とはどのような物で、何種類ぐらいありますか。また、総務省から地元産品以外と指摘された返礼品は何でしょうか、お願いします。

町長（丸尾 幸雄）

村井 勉議員のご質問に対して答弁をさせていただきます。

平成30年11月30日時点で、多度津町が返礼品として送付している返礼品は、102品目でございます。主な返礼品と致しましては、蒼のダイヤ、オリーブオイルセットを始め、白方かきや上乾ちりめん等の魚介類、多度津イチジクを使用したジャムセット、西野金陵多度津工場で生産された酒類などがございます。返礼品の適正化につきましては、総務省から不定期に返礼品の送付状況について調査があり、その調査の際には町として地場産品以外と考えている返礼品は、うどん、牛肉を始めとする肉類、アスパラガス、イチゴやブドウ等の果物類等の41品目であると回答をしております。しかしながら、これら全ては、香川県内産のものであることに加え、取扱事業者は全て多度津町内に事業者や支所、工場等を有する事業者に限っているところであります。平成30年4月27日及び5月22日付での調査の際に先ほど述べました内容を回答しており、回答内容が反映された9月11日の公表におきましては、多度津町は地場産品以外と考えられる返礼品を送付している団体とはされておりました。今回平成30年10月16日付で、同内容の調査依頼があり、以前と

同様の回答をしておりましたが、これを反映した同年11月16日の公表の際には、多度津町が地場産品以外と考えられる返礼品を送付している団体として上げられることとなりました。本件につきましては、今後総務省や香川県、そして取扱事業者とも協議をしながら、返礼品の適正化に努めて参ります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

再質問させていただきます。

それでは、何が悪うて、これはええというんは分からないんですか。

政策観光課長（河田 数明）

再質問に答弁をさせていただきます。

私どもの方で、町の方から地場産品ではない、多度津産でないということで、調査の際に出させて頂いております。ただ、**その分**に関しまして、詳細に総務省とお話ししておる訳ではございませんので、今後県を通して総務省と協議をしながら、適正化に努めていきたいと考えております。

議員（村井 勉）

十分検討して頂きたいと思えます。

3番目、ふるさと納税は多度津町にとっては貴重な財源であります。総務省の規制に触れずにふるさと納税による納税額を増やすため、今後町としてどのような工夫、方策を考えているのかお聞き致します。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問の答弁をさせていただきます。

今後の納税額増加のための工夫、方策につきましては、単に地場産品である返礼品を送付するだけではなく、寄附者に多度津町へ来て頂き、町の魅力を味わって頂けるような体験型ツアーを返礼品としてラインナップに加えるなど、交流人口の増加にもつなげて参りたいと考えております。また、寄附金の使途につきましても、従来の使途に加えまして、寄附者の共感を得られるようなまちづくり事業への寄附を募ることも考えております。以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

議員（村井 勉）

貴重な財源でございます。大いに検討して頂いて、増税につなげて頂きたいと思えます。これで質問を終わります。

議長（志村 忠昭）

これをもって9番 村井 勉議員の質問を終わります。

続きまして、10番 尾崎 忠義議員、よろしくお願い致します。

議員（尾崎 忠義）

10番 尾崎 忠義でございます。

私は、平成30年12月多度津町議会第4回定例会におきまして、町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し、1、町内でひとり暮らしの身寄りのない高齢者の不測の事態に対する対応について、2、町内コミュニティーバス、タクシー事業の取り組みについての2点に対し、一般質問を致します。

まず最初に、町内でひとり暮らしの身寄りのない判断能力が衰えた高齢者の不測の事態に対する対応についてであります。

先日私も身をもって考えさせられる事案が発生し、他人事ではないことをつくづく痛感致しました。それは、身寄りのないひとり暮らしの方が風邪を引き、こじらせて肺炎を発症し、39度の高熱で意識不明の状態となっているのを偶然、朝訪問した介護ケアの職員に発見され、病院へ緊急搬送されたため、幸いにも命を取りとめ、九死に一生を得ることが出来ました。このように、ひとり暮らしの身寄りのない高齢者は体調の変化が激しい場合が多く、自分ではつい大丈夫だと思い、その後気づかないうちに発症して重篤になってしまった一例でありました。町内でも年々高齢者の数が増え続けてきており、高齢化がより進展して、高齢者の問題がより深刻化してきております。そして、増加傾向にあるのが高齢者や子供を保護する福祉問題と離婚や相続といった家族問題であり、少子・高齢化社会とともに、地域住民の価値観が多様化していることがその背景にあります。一人一人の生活や願い、家族関係は様々であり、どういう人間関係の中で暮らしているのか、今後の生活についてどんな願いを持っているのかを、その人を始め、家族や親族にも聞き、また周りの人たちにも聞き、一緒に考えながら、その人らしい生活を考え、ともに作ることに努め、単なる問題の解決だけにとどまらず、本人の願い、思いが実現出来るよう、また、生活全般の質を上げることが出来ることに注目、留意すべきだと思います。高齢者の財産管理、遺言、相続の問題も多く、今後は信託を通じて、高齢者配偶者や障害を持つ子供のための資産管理方法も問題になると思われれます。そのためにも、他士業専門家、つまり弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、行政書士、不動産業者、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、そして自治体でのワンストップ型のサービスの提供で、ネットワークを通じての解決出来る体制を整えることが重要となってきております。

認知症や障害などで判断能力が衰えたり、なくなったりしている人を法律的にサポートするのが成年後見制度であり、また関連して遺言や相続の問題、個人の関係の法的トラブルなどは早い段階での相談が重要だと言われております。これは、知識がなかったために問題が大きくなり、解決までに長い時間と労力をかけざるを得なくなってしまう事案があり、最悪の場合は救済の道が閉ざされてしまった事案など、様々であります。困り事は放っておく

と雪だるまのように大きくなり、複雑になってしまうため、早い段階で正しい情報と見通しをもってトラブルを防ぐ方法を考えたり、将来の心配に備えたりすることであり、元気なうちに備えをしておきたいものです。

そこで、お尋ねを致します。

1、町内でひとり暮らしの高齢者は何名いるのか、また身寄りのない人の実態はどうか。

2点目に、日常生活に支援の必要な人は訪問介護などがあるが、その利用実態はどうか。

3点目に、高齢者は、ひとり暮らしなので身寄りもなく心細い、また認知症になったときどうしたらよいか不安だ、そのようなとき安心して財産管理を任せられる制度があるのか。

4点目に、成年後見人にはどんな人になるのか、また成年後見人はどんなことをしてくれるのか。不正なことをしたとき正す方法はあるのか。

5点目に、任意の後見人制度とはどんな制度か、どのようにして利用するのか。

6点目に、身寄りが全くない人に成年後見を利用させるにはどうしたらよいか。

7点目に、成年後見人制度はどのようにして利用するのか、また費用はどのくらいか。

8点目に、裁判所を利用しないで財産の管理を依頼するにはどうすればよいか。

9点目に、不動産売買及び仲介、高齢者施設、住宅紹介、身元保証支援としての病院入院、高齢者施設の入居、高齢者住宅入居などの身元保証支援事業として、法人による身元引受保証、サポートする一般社団法人があるが、どういうものか。終活まで面倒を見てくれるのかどうか、また費用はどのくらいになっているのか、まず、最初に質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員ご質問の高齢者の不測の事態に対する対応についての1点目、ひとり暮らしの高齢者数と身寄りのない方の実態についてお答えをして参ります。

ひとり暮らしの高齢者数は、11月1日現在の住民基本台帳上の人数では1,959人でございますが、同じ家で世帯分離をしている世帯もございますので、先ほど申しました数字より少ないと考えております。また、身寄りのない方の人数につきましては、現時点では把握出来ていないのが現状でございます。しかし、介護認定を取得しケアマネジャーがついている方に関しまし

ては、ケアマネジャーが把握出来ているケースもございます。以上、尾崎議員ご質問の1点目の答弁をさせていただきます。以下、引き続き担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いを致します。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

私の方からは2点目から9点目についてお答えを致します。

尾崎議員ご質問の2点目、訪問介護の利用実態でございますが、平成30年9月末現在、訪問介護の利用件数は268件で実日数は2,510日でございます。

次に、3点目の認知症になったときの財産管理についてですが、民法改正で2000年に制定されました成年後見制度がございます。認知症などによって判断能力が低下してしまった人に対して、その人をサポートする人を家庭裁判所から専任してもらう制度でございます。

次に、4点目の成年後見人の選任と役目でございますが、成年後見人には、主に本人の配偶者や親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士や福祉に関する法人から選出されます。後見人の職務は、本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、後見人は行っている仕事の状況を家庭裁判所に報告を行い、裁判所から必要な指示を受けるようになっています。なお、不正なことを行った場合には、解任される場合がございます。

次に、5点目の任意後見制度の利用についてですが、今は大丈夫でも、将来的な認知症などの不安に備えて、あらかじめサポートしてもらう代理人とサポートしてもらう内容を決めておく制度でございます。本人が任意後見人を選び、いざというときの財産管理や療養看護などについての代理権を与える任意後見契約を公証役場で公証人が作成する公正証書で結ぶようになります。

次に、6点目の身寄りのない方の成年後見の利用についてですが、高齢者保険課には、社会福祉士が1名在籍しております。その職員が本人や親族に代わり、町長名で申し立てを行っております。今年度においては、11月末現在で3名の申し立てを行っております。

次に、7点目の制度の利用と費用についてですが、申し立て書に戸籍謄本や住民票、診断書等を添付して、本人の生活本拠地の家庭裁判所に提出するようになります。本町にお住まいの方は、高松家庭裁判所丸亀支部になります。申し立て書は家庭裁判所にありますが、高齢者保健課でも入手出来るようになっております。申し立てをした後は、裁判官による本人や親族に直接事情を聞く審問、裁判所の調査官による調査、必要に応じて本人の判断能力についての医師の鑑定を受け、家庭裁判所で後見開始の審判と成年後見人の選任がされ、法務局に審判内容の登記がされてから、成年後見制度の支援

が開始されます。申し立てから支援開始まで約2カ月から5カ月間かかり、費用においては、家庭裁判所へ申し立てをする場合、手数料3,400円、その他戸籍謄本や住民票、診断書、登記事項証明書などを取り寄せる費用が別途かかります。また、任意後見契約をする場合においては、公正証書作成基本手数料1万1,000円、登記嘱託手数料と登記所に納付する印紙代で4,000円、その他本人交付用正本証書代と切手代がかかります。

次に、8点目、裁判所を利用しない財産管理についてですが、社会福祉協議会において、日常生活自立支援事業を行っております。この事業は、判断能力が不十分な認知症高齢者等で日常生活を送る上で必要なサービスを自分だけでは利用することが困難な方が対象で、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理サービス、金銭管理に必要な預金通帳や年金証書等の書類の預かりサービスがあります。

最後に、9点目の一般社団法人と費用についてですが、調べたところ、様々な一般社団法人が事業を実施しており、入院時の連帯保証人の代行や入院手続代行、手術時の立ち会い、施設入所手続、入所時の身元保証、外出時の付き添い、亡くなった後の各種手続代行、葬儀、永代供養、遺品整理等、サービスが提供されています。一般社団法人は、入会金と年会費、事務管理費、預託金の費用が発生し、身元保証人代行サービスのみで約35万円から190万円までの価格設定となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を行いたいと思います。

成年後見人制度、これは法定の後見制度であります。ただいま答弁がありましたのは、町内では3名ということですが、あと任意後見制度は、これは任意後見契約に関する法律に基づく制度でございます。それともう一点は、弁護士会がしております財産管理制度の3点がある訳でございます。そういう意味におきまして、町内で最後の任意後見制度と財産管理制度を町内で利用している方があるのかないかを問いたいと思います、よろしく願いします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

尾崎議員の再質問にお答え致します。

高齢者保険課の方では、そのような数字は把握しておりませんので、ご理解を頂きたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問の2点目でございますが、今、成年後見人としてふさわしくない者、これはどのような人がふさわしくない者かをお聞き致したいと思っております。

それともう一点は、適当な親族が見当たらず、しかも報償を支払うだけの資力のない人の場合には、社会福祉協議会などの法人が選任されることもあるということですが、これについて町内では、社会福祉協議会を利用して、そのような法人が選任している人があれば教えて頂きたい。

それともう一点は、今から非常に大きな問題になると思いますが、後見人の受け皿として、町民型後見人の養成をしていかなければならないと思うんですが、これについてご意見を承りたいと思います。

既に他の自治体では、指名型の後見人制度があると聞いております。そういう意味におきまして、町の方にそのような考えがあるのかどうかをお伺いしたいと思います、よろしくお願ひします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

ただいまの再質問については、答弁を持ち合わせておりませんので、委員会の方でまた後日回答をさせて頂きたいと思ひます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（尾崎 忠義）

再質問でございますが、身寄りのない方の成年後見人制度の利用でございますが、これは老人福祉法第32条では、65歳以上の者、それから知的障害者については、知的障害者福祉法の第28条、精神障害者については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2について、このように定められている訳でございます。そういう意味におきまして、この法律に基づいて、市区町村長の申し立て権がある訳でございますが、これについて町での取り組みについてお伺いをしたいと思ひます。これから非常に大きな問題になってくると思ひます。

それから、もう一つは費用でございますが、今の答弁では、約2万円ぐらいだと言っておりますが、そのほかに本人が意識が朦朧としたり、そういう異常を来した場合は、精神鑑定費用として大体5万円から10万円かかると、あるいは弁護士に依頼しますと、弁護士等の第三者の報酬、これが月額1万円から3万円の範囲内での決定があるということをお伺いしております。それについて、追加費用としても、そのほかトータルでどのくらい要るかお伺いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

ただいまのご質問に対しましても、次回の常任委員会の方でお答えをさせて頂きたいと思ひますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

議長（志村 忠昭）

ということです。

議員（尾崎 忠義）

第1点目の最後の質問ですが、裁判所を利用しない財産管理ということにつきましては、弁護士会の支援センターというものがあります。これについて利用があるのかどうかということと、最後の一般社団法人の費用についてでございますが、これについても町内で何名利用されているのか、また入会基準とか条件はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。そういう意味でよろしくお願い致します。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

ただいまの質問に対しては、町では把握しておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

議員（尾崎 忠義）

それでは、次にコミュニティーバス、タクシー事業の取り組みについてであります。

去る10月23日火曜日に、山口県山口市に行政視察として、当地でのコミュニティータクシー事業の取り組みについて、議員研修として視察研修を行ったところでございます。

山口市は、平成17年10月、1市4町が合併をし、山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町、そして平成22年1月に阿東町を編入したため、面積は1,023.23平方キロメートル、人口が19万7,422人となり。非効率的な都市構造、つまり多核分散型の都市構造となりました。また、高齢化率は27.0%となり、社会福祉費の増加、そして強いマイカー依存で非線引き都市となり、都市のスクロール化の課題となり、中心市街地の衰退、生活インフラ整備、維持コストの増大、農山村の人口減少や生活機能の低下を招くようになった訳であります。そこで、移動手段のない地域から不公平感の不満が続出し、我が地域にもコミュニティーバスをとということで、行政主体のバス運行が始まった訳であります。山口市市民交通計画、総合連携計画の策定へ山口市交通まちづくり委員会を設置し、行政は資料提供のみに徹し、委員会メンバーで山口市の公共交通のあり方を検討、これは8回開催したそうでございます。できる限り市民の意見を反映させるため、計画の段階から市民とともに考えていく必要があります、1、コミュニティーバスや赤字バスの実態を情報公開、2、交通体系の考え方も掲載したパンフレットを全世帯配布、3、市を11ブロックに分けて地域検討会を開催、4、意欲ある町内会と月1回のペースで勉強会を開催、そして計画の段階から事業者とともに考えていく必要があるということで、5、これからの交通まちづくりは、事業者の理解、協力が不可欠、6、月1回ペースで意見交換会を開催、そして市民アンケートの実施、先進事例研究をし、市民、事業者、有識者、行政等の協働で地域公共交通の活性化及び再生に関する法の法定協議会、つまり交通政策のかじ取り

役である山口市公共交通委員会を立ち上げ、計画、推進体制の構築を図った訳であります。そして、それにはコミュニティー交通の運行等に関する協議として、市の地域公共交通会議、また自家用車有償運送に関する協議として、市有償運送運営協議会を市役所内検討組織としても作ったのであります。そして、平成20年3月、活性化再生法の法定計画と市民交通計画の実施計画を兼ねる山口市地域公共交通総合連携計画の策定ができ、スタートしたものであります。ちなみに、山口市公共交通安全委員会では、1、地域間バス交通の強化、2、コミュニティータクシーの導入、3、分かりやすい公共交通情報の提供、4、公共交通を利用する動機づけとなる事業の実施などで、1、バス路線の開設、2、1年間の実証運行により本格運行へ、3、鉄道、バス共通の総合的な交通マップ、時刻表の作成、市内全世帯配布、インターネットでの情報提供、4、市民公共交通週間、モビリティーマネジメント、パーク・アンド・ライドの実施、5、市民意識の高揚と全市民的な取り組みとした展開を図るとしております。

この山口市市民交通計画の実現に向けての取り組みで、平成23年度地域公共交通活性化再生優良団体として、大臣表彰を受賞したわけであります。本格運行での基準は、定性的基準、つまり交通不便地域、高齢者化率、地域主体、地域の協力であり、定量的基準、つまり収支比率30%以上、これは年間乗車数掛ける正規運賃プラス協賛金割る運行委託費となっており、これは地域内に病院または商業施設がない場合は25%以上となっており、乗車率30%以上の場合は、1便当たりの乗車人数割る使用車両の定員となっておりません。

また、コミュニティータクシーの導入に当たってのA、運行経費の考え方、B、運行モデル、C、コミュニティータクシーの状況、D、事業費の推移、つまり運行促進事業費であります、E、利用実績なども十分検討しているということでございました。そして、今後の課題と取り組みについては、1、人口減少、2、免許保持者の増加、3、後継者担い手不足、つまり運転手さんでございます。これらが課題となっており、見直し、検討もするというところでございました。私たちがこの10月に実施した多度津町民アンケートでも、コミュニティーバスの運行は、賛成78.7%、反対2.3%、隣の自治体との相互乗り入れについては、賛成72.9%、反対2.4%という結果になっており、利用目的は、主に買い物、通院が主となっております。

そこで、お尋ねを致します。

1点目に、町としては、今後庁舎移転もあり、町民の足を確保、交通弱者の救済、そして免許返納者の増大という点からも、コミュニティーバスやコミュニティータクシーについてどう考えるのか。

2点目に、具体的にいつまでに実施計画を立てて実現をするのか、以上2点について質問を致しますので、答弁よろしくお願い致します。

総務課長（岡部 登）

尾崎議員の町内コミュニティーバス、タクシー事業の取り組みについてのご質問に答弁させていただきます。

本年10月23日に視察させて頂いた山口市の取り組みでございますが、山口市は、市民の不満から行政主体のバス運行を始めた訳ではございません。山口市が行政主体のバス運行を行っていたところ、移動手段のない地域から、不公平感などの不満が噴出したため、市は交通まちづくり委員会を設置し、市民の意見をできる限り反映した公共交通のあり方を検討したそうです。その結果、山口市地域公共交通総合連携計画が策定され、それを推進する体制として、住民交通政策のかじ取り役を担うために、市役所内検討組織として、山口市公共交通委員会を設置、市地域公共交通会議及び市有償運送運営協議会と連携する体制を構築致しました。つまり、市は、市民の移動手段は行政が確保するといったこれまでの考え方を見直し、地域事情を一番知っている地域自身が主体となって交通事業者や行政とともに地域の移動手段はみんなが協働して作り、育てることが肝要であるとして、市民の役割、行政の役割、事業者の役割、それぞれの分担を明確にした訳でございます。これらによって、地域住民が主体となるコミュニティータクシー事業の導入が決定し、平成19年に初めてコミュニティータクシー事業を行いたい地域の募集を行いました。最初は11の地域が検討会を実施し、そのときは5つの地域が応募まで進みました。8地区まで増えたこの事業ですが、現在では人口減少が影響したのか、タクシー事業者が撤退したり、便数を減らすなど縮小を余儀なくされ、7地区で実施されているようでございます。その中の1つを紹介致しますと、沿線人口が894人、375世帯、ほぼ奥白方地域と同じ人口の規模の地域でのコミュニティータクシー事業は、お客さんの定員が4名のセダンタイプの車両を使い、月、水、金の週3日決まった時間に1日4回決まったコースを走っております。乗車率は2.2名で、収支率は25%だそうです。その地域が交通事業者に委託し、協賛金を募るなど、経営努力を行っておりますが、運営費は市からの補助金が多くを占めるそうです。ほかにも山口市は、コミュニティータクシー事業から派生した施策の一つでグループタクシー事業というものも行っております。これは、交通需要の多い地域や道路の幅員の広い地域では、路線バスやコミュニティーバスの効率がよく、次に需要が少なかったり道路の幅員がそれほど広くない地域では、コミュニティータクシー事業が、さらに需要がとてもなく、停留所を設けられないような道路がとて狭い地域では、グループタクシー事業が最適であるとの検討結果に

よって生まれた事業で、この事業分類は本町にも当てはまると考えております。このグループタクシー事業は、65歳以上の方がタクシーの割引券を1年間に60枚使用出来るというもので、金額は、自宅から最寄りの公共交通機関までの距離数に応じて、1キロメートルから1.5キロメートルは300円、1.5キロメートルから4キロメートルは500円、4キロメートル以上が700円と3種類の券がございます。平成28年10月からは、75歳以上の方について、700メートルから1.5キロメートルが300円に拡充されたそうです。この事業の特徴としては、グループで乗れば、そのグループの人が持っている券の合計額が料金から差し引かれるというシステムで、これはデマンドタクシー事業のような事前の相乗り計画を利用する人たちが自ら行うものであると言えます。利用者数がほぼ横ばいのコミュニティータクシー事業に対して、グループタクシー事業は、平成20年の事業開始以降、右肩上がりに利用者が増え、タクシーの相乗りになれた利用者からは、コミュニティー活動のように、地域の人同士がつながる機会が増えたとの意見もあるそうです。現在では、1年間に1万2,000枚以上の利用があり、昨年度の事業費総額は約550万円だそうです。

以上のように、様々な施策を行っている山口市都市整備部交通政策課ですが、交通弱者対策だからといって、画一的にバスを走らせたらいいか、無理をしてでもバスやタクシーを走らせた方がいいというのは間違いで、地域の実情に合った持続可能な対策をとらなければ、本当の意味での交通弱者対策にはならないとおっしゃっていましたが、そのとおりだと実感致しました。本町でも6月定例会でお答えしましたとおり、交通弱者対策が喫緊の課題であることは理解しております。また、昨年度町民に対して実施したアンケート結果では、町民が望んでいる移動手段としては、自宅まで迎えに来てくれて直接目的地まで行ける、乗りかえる必要がないタクシーが最も望まれていることも認識しております。そのため、それらが満たされるような本町に適した交通弱者対策を選択しなければなりません。以上のようなことから、山口市のように、地域の方が主体で行う停留所を設けて、定時に運行するようなコミュニティーバス事業やコミュニティータクシー事業が必要な場合は、要る、要らないといったアンケートだけではなく、どのようなバスやタクシーが必要なのか、その事業計画、すなわちコースはどうしたいのか、停留所はどこに置きたいのか、何分ごとに来てほしいのか、運賃は幾らぐらいがいいのかなどについて、地域でご議論頂く必要がございます。また、山口市のグループタクシー事業のような事業につきましては、本町でも既に高齢者福祉タクシー事業として行っております。既存のタクシー会社を利用したり、停留所を設けないことや、細い道でも玄関まで来てくれることなど、

様々な利点があることから、本町でも交通弱者対策に有効であると考え、この事業につきましては、新年度で拡充を検討しております。いずれに致しましても、議員おっしゃるとおり、高齢化などによる交通弱者対策につきましては、住民目線で積極的に取り組んでいく必要があると考えておりますが、現在は行政主体のコミュニティーバスや行政主体のコミュニティータクシーの実施計画を具体的に立てることは考えておりません。しかしながら、新庁舎が出来ることによって、駅周辺からの動線が新たになったり、また道路の敷設によって、交通事情が変化する可能性もございますので、山口市から学んだことを生かして、交通弱者対策を進めて参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。

まず第1点目は、先ほどの答弁では地域で議論する必要があるとの答弁ですが、どのようにして具体的に議論をしていくのかということをお尋ねを致します。

総務課長（岡部 登）

ただいまの再質問に答弁させていただきます。

地域の中でどういった必要性があるのかといったことを、それぞれのコミュニティーの中で討論して頂いて、これを行政にしたい必要があるということであれば、どなたでも構いませんのでおっしゃって頂いて、それで会議等を開いて頂けたらと思います。以上でございます。

議員（尾崎 忠義）

第2点は、我が多度津町でも今、高齢者福祉タクシー事業としておりますが、山口でも研修したときには、地域で不公平感をなくすということで、料金をこのようにして設定をしております。そういう意味で、我が多度津町では、一律の距離によってではなくて、一律のタクシーチケット券を発行しております。こういう利用状態をどのように解消していくのか、施策を教えてくださいたいと思います。

総務課長（岡部 登）

ただいまのご質問に答弁させていただきます。

本町の場合は、多度津町内に公共交通機関の駅としてJRの駅が2つございます。それに対して、半径2キロ程度の円を引きますと、ほとんどの町内がそれの中に入ってくるようになります。ですので、それほど距離によって金額に違いが出るといったことは考えなくてもいいのかなという風には今現在は考えております。また、アンケート結果でも丸亀市なり善通寺市なりの病院、それから買い物に行かれる方がございますので、それぞれ横に細長い土

地柄でございますから、豊原地区の方が三豊の方に行くのには高い金額がかかるでしょうし、白方地区の方が丸亀に行くのには、高い金額がかかると思いますけれども、そういったことも含めて、今後検討していけたらと思います。ちなみに、山口市のコミュニティータクシーでは、それぞれの地域によって、運行経路とか運行回数、それから運行費用、それぞれがそれぞれの地域によって決められておりますので、それぞれの地域を具体的に検討していく必要があるのかなという風には考えております。以上でございます。

議員（尾崎 忠義）

それでは、最後の再質問を致します。

我が多度津町でも高齢者福祉タクシー事業として実施しておる訳でございますが、先ほどの答弁では、新年度で拡充を検討しているということでございますが、具体的にはどのような施策になるのかお尋ねを致します。以上です。

総務課長（岡部 登）

ただいまの再質問に答弁させていただきます。

今現在は80歳以上の方が年間5,000円ということでございますが、今現在65歳以上で免許証を返納される方もございます。そういった方と65歳で返納した場合は80歳まで15歳の間、何も施策がないということでございますので、80歳という年齢を引き下げるといふことと、それから5,000円の金額を引き上げるといふことで、その2点についてただいま検討しているところでございます。以上でございます。

議員（尾崎 忠義）

検討ということでございますが、もう少し出来ましたら具体的に答弁頂きたいと思っております。

議長（志村 忠昭）

具体的に。

総務課長（岡部 登）

ただいまの質問に答弁させていただきます。

これは、新年度予算にも関係することでございます。ただいま予算査定をしておりますので、まだはっきり決まった額ではございません。よろしく願いします。

議員（尾崎 忠義）

以上、2点について、町当局の答弁を求めました。私の一般質問を終わります。

有難うございました。

議長（志村 忠昭）

有難うございました。
これをもって10番 尾崎 忠義議員の質問を終わります。
それでは、これをもって一般質問を終了致しました。
本日の日程は、全て終了致しました。
これにて散会を致します。
長時間、大変お疲れさんでございました。
どうも有難うございました。

散会 午後 3時01分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成30年12月6日
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

第4回多度津町議会定例会議事日程

平成30年12月6日（木）午前9時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問